

新宿区

第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画

- それぞれのタイプ・段階に応じた支援をめざして -

(素案)

平成21年12月

新宿区

目 次

計画改訂の基本方針

1	計画改訂の基本方針	1
2	計画の位置づけと計画期間	3
3	ホームレスの定義とタイプ	4

ホームレスの現状

1	ホームレス数	7
	(1) 全国のホームレス数	8
	(2) 東京都全体のホームレス数	9
	(3) 東京 23 区のホームレス数	10
	(4) 新宿区のホームレス数	11
2	ホームレスの生活実態	13
	(1) 平成 19 年 1 月「全国調査」	13
	(2) 平成 19 年 7 月「住居喪失不安定就労者実態調査」	16
3	新宿区の相談状況	19
	(1) 福祉事務所の相談状況	19
	(2) 拠点相談所（とまりぎ）の相談状況	19
4	路上対策施設利用者の状況	21

これまでのホームレス問題への取り組みと課題

1	都区共同事業による取り組み	25
	(1) 地域生活移行支援事業	25
	(2) 自立支援システム	27
	(3) 巡回相談事業	30
2	新宿区の取り組み	32
	(1) 拠点相談事業「とまりぎ」	32
	(2) 自立支援ホーム	34
	(3) 民間宿泊所の借り上げ：給食宿泊場所の確保	35
	(4) 地域の生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業	36
	(5) 訪問サポート：地域生活安定促進事業	37
	(6) その他の事業	38
	(7) ホームレス対策に要する経費	39

ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組み

1	解決のための基本的な考え方	41
	(1) ホームレス対策の現状認識	41
	(2) 第 期推進計画の基本的な方向性	42
2	区・東京都・国の役割	44
	(1) 新宿区の役割	44
	(2) 東京都の役割	45
	(3) 国の役割	46
3	具体的な施策の推進	48
	(1) 相談体制の機能強化	49
	(2) アセスメント(個々の状態の把握)システムの構築	51
	(3) 福祉的支援の条件整備	51
	(4) 施設・住宅資源の確保	52
	(5) 就労支援	56
	(6) 人的資源の開発とネットワークづくり	57
	(7) 公共施設の適正管理	58
	(8) 人権啓発	61
4	ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ	63

計画の推進等

1	計画の推進体制	67
2	第 期推進計画の見直し	68

資料

1	第 期推進計画策定委員会	69
2	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	73
3	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	75
4	新宿区のホームレス自立支援等の経過	89

計画改訂の基本方針

- 1 計画改訂の基本方針
- 2 計画の位置づけと計画期間
- 3 ホームレスの定義とタイプ

計画改訂の基本方針

1 計画改訂の基本方針

新宿区は、平成 18 年 2 月に「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、積極的なホームレス対策を実施してきました。

他自治体に先駆けて、「拠点相談所：とまりぎ」の設置をはじめ、「自立支援ホーム」の開設や、「訪問サポート：地域生活安定促進」の実施、また、都区共同事業による「自立支援センターの設置」や「地域生活移行支援事業」、「巡回相談事業」などの実施に対し先導的役割を果たし、ホームレスの自立支援に取り組んでいます。

その効果により、新宿区のホームレス数は東京都の概数調査で、平成 16 年 8 月の 1,102 人をピークに、平成 21 年 8 月には 318 人と大幅に減少しました。

しかしながら、平成 20 年 9 月のリーマンショックを契機とした経済・雇用情勢の急速な悪化のもと、派遣労働者の解雇・雇止め等による相談者の急増は、これまでのホームレス対策を根本から揺るがしかねない事態を招いています。

路上生活が長期化・高齢化したホームレスに加え、住まいと職を失い「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」への対応は、量的にも質的にも困難を極めています。

これまでのテント生活者を中心とする定着型のホームレスに加え、再流入者や若年の新規流入者などの流動層が数多く加わり、質的な変化に対応

する施策の展開が、これまで以上に強く求められています。

今回の推進計画の改訂は、ホームレスを取り巻く環境が厳しさを増す中
にあって、それぞれのホームレス、またホームレス生活を余儀なくされる
おそれのある人などに対し、限られた資源の総合化を図り、自立への段階
に応じた適切な支援の方向性を明らかにし、実効性の高い取り組みにするた
め行うものです。

合わせて、ホームレス対策は、個々の自治体だけの取り組みだけでは抜
本的な解決が困難な問題であることから、国・東京都・東京 23 区に対して、
総合的な施策の確立や財政負担のあり方などについての提言・要望を行う
ものです。

また、今回の改訂により、ホームレス対策について多くの区民の理解と
協力を深め、更に、これまでホームレス対策の支援活動を続けてきた NPO
等支援団体との連携を、より一層強化するよう努めていきます。

2 計画の位置づけと計画期間

今回改訂する「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」(以下「第
期推進計画」という)は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」
(以下「特別措置法」という)に、その策定の根拠を持つものです。

第 期推進計画は、平成 19 年(2007)年に策定した「新宿区基本構想」
を実現するための、「新宿区総合計画」を上位計画とし、ホームレスの自立
支援等に関する個別計画であり、「新宿区第一次実行計画」や、各年度にお
ける予算によって具現化されるものです。

「新宿区基本構想」は、六つのまちづくりの基本目標を掲げ、「第一次実
行計画」で、基本目標の三番目の「安全で安心な質の高い暮らしを実感で
きるまち」に、個別目標として「だれもが互いに支えあい、安心してくら
せるまち」を掲げています。そして、基本施策「セーフティネットの整備・
充実」、計画事業「ホームレス及び支援を要する人の自立促進」を施策とし
て体系化しています。

一方、国は平成 20 年 7 月 31 日に「ホームレスの自立支援等に関する基
本方針」を見直し、東京都は平成 21 年 10 月に、「ホームレスの自立支援等
に関する東京都実施計画(第 2 次)」を策定しました。

本計画の期間は、国の基本方針の運用期間が平成 25 年 7 月 30 日までと
なっていることを踏まえ、平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間とし
ます。

3 ホームレスの定義とタイプ

特別措置法第二条では、「ホームレスとは都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として、日常生活を営んでいる者」と定義しています。

しかし、現下の厳しい経済・雇用情勢では、路上生活は未経験であっても「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」が多数存在します。したがって、第 期推進計画では、特別措置法第二条の定義に加え、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」も対象とします。

また、限られた資源の有効活用、ホームレスそれぞれの態様・段階のニーズの違いに応じた総合的な施策の展開を図るためには、次のように概ね三つのタイプ別にホームレスの人々のニーズを把握することが必要です。

(1) 概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層

概ね 50 歳以上を中心とした、ホームレス生活が長期化した人には、福祉制度を利用しない人と、利用を繰り返している人がいます。

前者の多くは都市雑業や日雇い仕事をしながらテントやダンボール等で野宿生活をしています。

後者には、生活保護を受給したり自立支援システムを利用するものの、自己都合による施設の退所などにより、再び路上に戻っては行政の支援を繰り返し受けるなど、なかなか自立が難しい人々がいます。

しかし、前者・後者とも、住民登録や年金調査などの福祉的支援の条件整備を行うことにより、地域での継続した生活を送ることができるケースも数多くあります。

(2) 概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

最近の相談者で急増している層です。傷病あるいは過去の職歴や、人的つながりが稀薄なことなどから継続就労が難しく、中には、就労意欲を喪失している人も多数見受けられます。

(3) 概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立ができる層

最近の相談者で急増している層です。派遣切れ等により解雇された人で、所持金もなく、その日その週の暮らしに困窮しているが、心身ともに問題がなく就労意欲もあり、住居の確保など短期的・集中的な支援が必要な人たちです。

ホームレスの現状

- 1 ホームレス数
- 2 ホームレスの生活実態
- 3 新宿区の相談状況
- 4 路上対策施設利用者の状況

ホームレスの現状

1 ホームレス数

ホームレス問題を解決していくには、まずホームレスの現状を把握する必要があります。

その中でも特にホームレス数は、国にとっても地方自治体にとっても、施策や計画の策定のための指標となり、また運用状況や効果を判断する上での重要な指数となります。

平成 16 年 2 月時点での新宿区のホームレス数は、982 人と東京 23 区中最多であり、同年 8 月の「路上生活者概数調査」¹では 1,102 人ついに 1,000 人の大台を超えてしまいました。

平成 19 年 1 月に行われた「全国調査」²では、すべての都道府県でホームレスが確認され、国は平成 20 年 7 月に「ホームレスの自立支援等に関する基本計画」を見直し、ホームレスの自立支援に関する取り組みを全国自治体に求めているところです。

ここでは、ホームレスの多い都市や東京 23 区、および新宿区におけるホームレス数について検証します。

1 「路上生活者概数調査」

東京都は、平成 6 年度から毎年（2 月と 8 月の年 2 回調査）道路・公園・河川敷・駅舎等のホームレスの概数調査を行っています。

なおこの調査には、国が管理する河川に起居するホームレスは含みません。

2 「全国調査」

国は平成 20 年 7 月の「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」の見直しにあたって、地方自治体の協力を得て、平成 19 年 1 月に「全国調査」を実施しました。（P12 参照）

(1) 全国のホームレス数

平成19年1月「全国調査」

自治体名等	19年調査	15年調査	増減
5 都市	10,532人	15,617人	5,085
東京23区	4,213人	5,927人	1,714
横浜市	661人	470人	191
川崎市	848人	829人	19
名古屋市	741人	1,788人	1,047
大阪市	4,069人	6,603人	2,534
その他指定都市	2,037人	2,548人	511
札幌市	132人	88人	44
仙台市	132人	203人	71
千葉市	103人	126人	23
京都市	387人	624人	237
神戸市	135人	323人	188
広島市	115人	156人	41
北九州市	249人	421人	172
福岡市	784人	607人	177
その他の市町村	5,995人	7,131人	1,136
合計	18,564人	25,296人	6,732

ホームレスの数については、巡回による目視により確認したところ、平成19年調査では、平成15年調査と同様に全ての都道府県でホームレスが確認され、その数は18,564人となっており、平成15年調査の25,296人と比べて、6,732人(26.6%)減少しました。都道府県別に見ると、大阪府が4,911人(平成15年調査においては7,757人)、次いで東京都が4,690人(平成15年調査においては6,361人)であり、大阪府と東京都で全国の過半数を占めています。

さらに市区町村別では、ホームレスが確認された552市区町村のうち、500人以上のところは7箇所(平成15年調査においては9箇所)、100人以上のと

ころが 35 箇所（平成 15 年調査においては 41 箇所）であるのに対し、10 人未満のところは 380 箇所（平成 15 年調査においては 391 箇所）と 7 割弱を占めています。

（２）東京都全体のホームレス数

区市町村別ホームレス概数一覧（平成 21 年 2 月）

単位：人

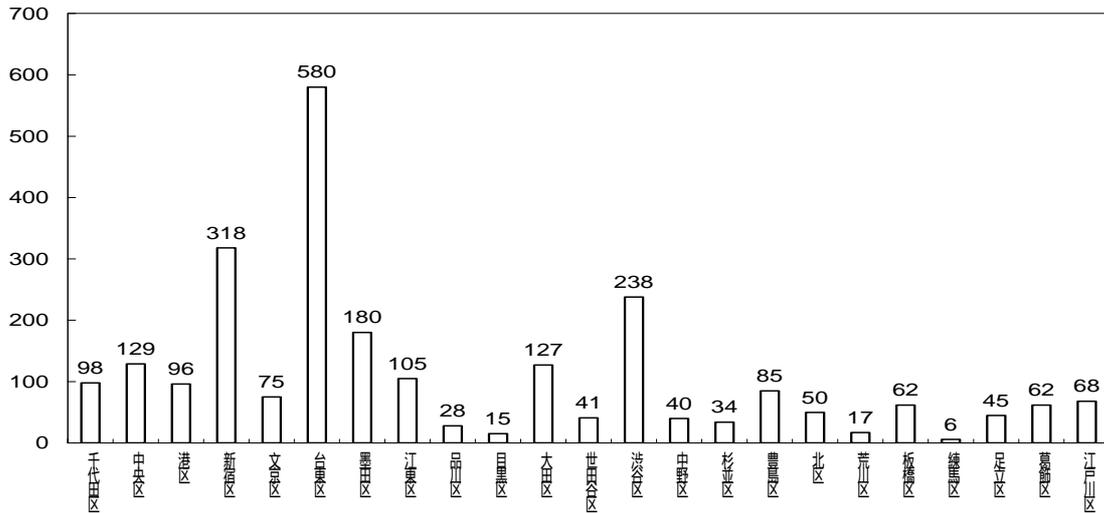
千代田区	109(79)	品川区	35(43)	北区	49(53)
中央区	121(164)	目黒区	16(11)	荒川区	14(25)
港区	113(107)	大田区	63(71)	板橋区	59(69)
新宿区	299(285)	世田谷区	38(40)	練馬区	7(10)
文京区	64(75)	渋谷区	199(229)	足立区	55(44)
台東区	460(430)	中野区	35(20)	葛飾区	52(69)
墨田区	211(334)	杉並区	35(32)	江戸川区	104(126)
江東区	109(129)	豊島区	94(166)		
23区合計					2,341(2,611)
八王子市	9(15)	小金井市	1(3)	東大和市	1(0)
立川市	11(7)	小平市	1(4)	清瀬市	4(4)
武蔵野市	8(15)	日野市	3(5)	東久留米市	1(2)
三鷹市	8(12)	東村山市	2(4)	武蔵村山市	1(1)
青梅市	0(1)	国分寺市	0(1)	多摩市	8(6)
府中市	27(19)	国立市	1(1)	稲城市	1(1)
昭島市	3(2)	西東京市	2(1)	羽村市	1(3)
調布市	4(8)	福生市	4(1)	あきる野市	1(3)
町田市	1(7)	狛江市	4(4)	町村部	0(0)
市町村合計					110(130)
総合計					2,451(2,741)

（ ）内は平成 20 年 1 月調査の数値

(3) 東京23区内のホームレス数

東京23区別のホームレス数

平成21年8月「路上生活者概数調査」

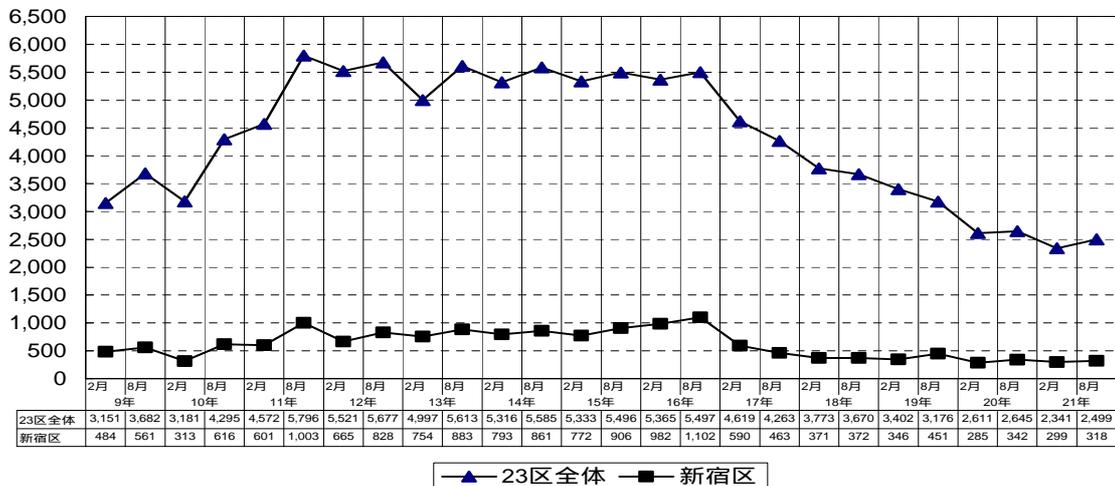


平成21年8月の東京23区内のホームレスの合計数は2,499人です。

台東区580人、新宿区318人、渋谷区238人、この3区の合計で1,136人になり、東京23区全体の約半数を占めます。

東京23区全体と新宿区のホームレス数の経年推移

平成21年8月「路上生活者概数調査」



平成 16 年以降、ホームレス数は毎年減少しています。ここから「地域生活移行支援事業」と「自立支援システム」の効果が大きいことが分かります。

なお、平成 21 年の 2 月と 8 月とを比べると 158 人の増加となっており、この原因の一つは、昨年来の景気の悪化に伴う失業率の上昇だと考えられます。

(4) 新宿区のホームレス数

新宿区内のホームレス数の内訳と経年推移

「路上生活者概数調査」

	16 年		17 年		18 年		19年		20年		21年		
	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	1月	8月	2月	8月	
23区全体	5,365	5,497	4,619	4,263	3,773	3,670	3,402	3,176	2,611	2,645	2,341	2,499	
新宿区全体 (A+B+C)	982	1,102	590	463	371	372	346	451	285	342	299	318	
新宿区内訳	都の施設(A)	519	585	376	228	206	205	194	255	162	200	162	149
	(戸山公園)	(213)	(238)	(80)	(159)	(105)	(99)	(106)	(64)	(131)	(103)	(81)	
	駅の施設(B)	23	15	10	8	11	3	2	9	12	8	13	7
	区の施設(C)	440	502	204	227	154	164	150	187	111	134	124	162
区施設内訳	公園	419	476	188	212	137	150	142	177	103	105	91	124
	(新宿中央公園)	(316)	(339)	(98)	(115)	(77)	(82)	(67)	(103)	(43)	(56)	(46)	(71)
	道路等	21	26	16	15	17	14	8	9	8	29	33	38

[] 内数字は内数を表します。斜体の数は女性の人数です。

新宿区内のホームレス数は平成 21 年 8 月調査では 318 人となり、平成 16 年 8 月のピーク時 1,102 人と比べると 784 人、71%の減となっています。一方東京 23 区全体のホームレス数は、平成 16 年 8 月と比較すると 55%の減少であり、新宿区は東京 23 区全体に比べると、減少率が大きいといえます。

これは新宿中央公園、都立戸山公園における「地域生活移行支援事業」の効果によるものです。

また、平成 21 年 2 月、8 月調査では道路等の数字が増えています。この結果から流動層のホームレスが増加していることが分かります。

新宿区			23区全体		
	(人)	(%)		(人)	(%)
公園	205	64.5	公園	1607	64.3
道路	105	33.0	道路	523	20.9
駅舎	7	2.2	駅舎	91	3.6
その他	1	0.3	河川	241	9.6
計	318	100.00	その他	37	1.5
			計	2499	

新宿区ホームレスの施設別割合

施設	割合
公園	65%
道路	33%
駅舎	2%
その他	0%

23区全体ホームレスの施設別割合

施設	割合
公園	64%
道路	21%
河川	10%
駅舎	4%
その他	1%

新宿区と東京 23 区全体を比較すると、新宿区は道路上のホームレスが多いと言えます。新宿区は、大規模な地下街や繁華街を抱えていることから、道路上に多数のホームレスが起居していることが分かります。

新宿区と NPO 等支援団体の独自調査

新宿区は平成 21 年 1 月 21 日、NPO 等支援団体は平成 20 年 12 月 19 日に、それぞれ夜間の独自調査を行いました。新宿駅西口・東口周辺の二つの調査結果では、300 人前後のホームレス数を確認しました。

二つの調査結果を、新宿区全体の昼間確認した都概数調査と比較すると、新宿駅西口・東口周辺の調査だけでほぼ同数であり、夜間に地下街などで相当数のホームレスが寝泊りしていることが分かります。

2 ホームレスの生活実態

(1) 平成19年1月全国調査

国は、東京23区、政令指定都市、及び平成15年調査において100人以上のホームレスが確認された市において、全体で約2,000人を対象に個別面接調査を行いました。

年齢

ホームレスの平均年齢は57.5歳(平成15年調査においては55.9歳)であり、年齢分布については、40歳から54歳までが26.6%(平成15年調査においては36.7%)55歳以上が69.0%(平成15年調査においては58.8%)となっており、ホームレスの高齢化の傾向が見られます。

野宿生活の状況

野宿生活の実態としては、生活の場所が定まっている者が84.0%(平成15年調査においては84.1%)であり、このうち生活場所としては「公園」が36.1%(平成15年調査においては48.9%)、「河川敷」が32.7%(平成15年調査においては17.5%)となっており、「公園」の割合が減少し、「河川敷」の割合が増加しました。

また、平成19年調査時の野宿生活期間は、3年未満が39.9%(平成15年調査においては56.4%)であるのに対し、5年以上は41.3%(平成15年調査においては24.0%)となっており、野宿生活の長期化の傾向が見られました。

さらに、仕事と収入の状況としては、ホームレスの70.1%(平成15年調査においては64.7%)が仕事をし、その仕事内容は「廃品回収」が75.9%(平成15年調査においては73.3%)を占めており、平均的な収入月額は1万円以上3万円未

満が29.9%(平成15年調査においては35.2%)と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が25.1%(平成15年調査においては18.9%)となっています。

野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が48.0%(平成15年調査においては55.2%)、製造業関係の仕事が12.7%(平成15年調査においては10.5%)を占めており、雇用形態は「常勤職員・従業員(正社員)」が43.5%(平成15年調査においては38.9%)と大きな割合を占め、「日雇」が26.3%(平成15年調査においては36.1%)、「臨時・パート・アルバイト」が19.7%(平成15年調査においては13.9%)となっています。

また、野宿生活に至った理由としては「仕事が減った」が31.5%(平成15年調査においては35.6%)、「倒産・失業」が29.0%(平成15年調査においては32.9%)、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が22.0%(平成15年調査において18.8%)となっています。

健康状態

現在の健康状態については、身体の不調を訴えている者が50.2%(平成15年調査においては47.4%)であり、このうち治療等を受けていない者が65.7%(平成15年調査においては68.4%)となっています。

福祉制度の利用状況

福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は62.3%であり、相談したことがある者は35.9%となっています。

また、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設(以下「シェル

ター」という。)を知っている者は61.9%であり、このうち利用したことがある者は13.1%となっており、ホームレス自立支援施設(以下「自立支援センター」という。)を知っている者は66.3%であり、このうち利用したことがある者は9.1%となっています。

また、シェルター及び自立支援センターを利用した後に、再び野宿生活に戻ってしまう者がいることが確認されました。なお、これまでに生活保護を受給したことのある者は24.3%(平成15年調査においては24.5%)となっています。

自立について

自立に向けた今後の希望としては「きちんと就職して働きたい」という者が37.0%(平成15年調査においては49.7%)であるのに対し、「今のままでいい」という者は18.3%(平成15年調査においては13.1%)となっており、平成15年調査と比較して、就労自立する意欲が低いホームレスの割合が増加しています。

生活歴

家族との連絡状況については家族及び親族がいる者が76.7%を占めていますが、このうち、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が75.5%(平成15年調査においては77.1%)となっています。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は65.9%であり、金融機関等に借金がある者は18.7%でした。

行政への要望及び意見

行政への要望及び意見としては、住居関連が45.1%(平成15年調査においては7.8%)と最も多く、次いで仕事関連が37.9%(平成15年調査においては27.1%)健

康関連が18.2%(平成15年調査においては3.8%)となっています。

(2) 平成19年7月住居喪失不安定就労者実態調査

厚生労働省は、住居を失いインターネットカフェ・漫画喫茶等の店舗で寝泊りしながら不安定就労に従事する「住居喪失不安定就労者」の実態を明らかにするために、平成19年6月から7月にかけて調査を行いました。

電話で調査を行った後、146店舗のオールナイト利用者1,664人に対して店内でアンケート用紙を配布・回収し、その回答者に対して個別面接調査を行いました。

その結果、ネットカフェ等を週の半分以上オールナイト利用する住居喪失者は全国で約5,400人、そのうち東京23区内には約2,000人居ると推計されました。この5,400人は、ホームレスとなるおそれのある人と捉え、今後のホームレスの自立支援策を考える必要があります。

性別・年齢別構成比

(%)

		オールナイト 利用者	住居喪失者	住居喪失 非正規労働者
性別	男	77.9	82.6	90.0
	女	22.1	17.4	10.0
	計	100.0	100.0	100.0
年齢	～19歳	9.5	9.8	0.0
	20～24歳	30.0	13.2	13.1
	25～29歳	21.2	13.3	14.2
	30～34歳	15.6	10.0	12.9
	35～39歳	8.5	9.0	7.0
	40～49歳	9.4	12.8	16.3
	50～59歳	4.1	23.1	26.5
	60歳～ 計	1.6 100.0	8.7 100.0	10.0 100.0

この表から、住居喪失非正規労働者のほとんどが男性であり、20歳代と50歳代の割合が多いことが分かります。

ネットカフェ以外の寝泊り場所(複数回答可)

(%)

	よく利用する	たまに利用する	合計
ファーストフード店	24.0	28.1	26.1
路上	21.2	13.0	17.1
サウナ	21.9	10.3	16.1
友人宅	7.5	19.2	13.3
カプセルホテル	13.0	10.3	23.3
その他	19.8	22.7	21.2

住居喪失の理由は「仕事をやめて家賃を払えなくなった」が34.2%、「仕事を辞めて寮や住み込み先を出た」が17.1%で、仕事を辞めたことが主な原因となっていることがわかります。

また住居喪失の期間は、最近から10年以上までばらついていますが、若年層は、半年未満が約6割を占めており、中高年層は1年以上が約7割を占めています。

住居確保に当たっての問題点としては「敷金等が貯蓄できない」が64%、「アパート入居後家賃を払い続ける安定した収入が無い」が38%、「入居時の保証人を確保できない」が32%となっており、経済的な理由が主になっています。

「住居を確保することに関して、相談窓口や正確な情報が得られる機会がほしいと思うか」という問いには、56.8%が「はい」と答えています。

一方就業状況は、「生計を立てるための仕事をしている」が98.6%とほぼ全員が働いていますが、就業形態が日雇い労働（派遣以外）は53.1%、派遣の日雇いは21.1%となっており、不安定な就労状況です。

その結果、将来の生活に対しては「漠然と不安」が28.1%、「とても不安」が22.6%と約半数が不安を感じています。

また、今一番困っていることに関する自由回答では「仕事が無い」「仕事が不安定」が23%、「住居が無い」「アパートを借りたい」が22.3%、「お金が無い」「収入が不安定」が20%となっています。

これらの結果から、不安定な就労状況が経済的困窮を引き出し、それによってホームレスやホームレスとなるおそれを持った状態になっていることがわかります。アパートを確保できるだけの収入が得られる安定した仕事につくことがもっとも重要だといえます。

3 新宿区の相談状況

(1) 福祉事務所の相談状況

年度比較表

	生活保護受件数			相談のみ	来所者 合計数	送 院	乾パン
	施設保護	医療単給	小計				
19年度	219人	2,104人	2,323人	4,755人	7,078人	920人	41,188人
20年度	303人	2,407人	2,710人	7,497人	10,207人	712人	53,976人
増減数	84人	303人	387人	2,742人	3,129人	208人	12,788人
増減率	38%	14%	17%	58%	44%	23%	31%

救急車等で直接病院に運ばれて医療扶助を受けた人です。

東京都の概数調査で区内ホームレス数が減少しているのとは対照的に、新宿区福祉事務所への相談は増加しており、相談内容も複雑化しています。このことから従来のホームレスとは違った層のホームレスが増えていることが分かります。なお、平成21年の4月から9月までの来所者合計数は8,674人で、平成20年の同時期(4,428人)と比べると約4,000人増えており、来所者は急増しています。

(2) 拠点相談所(とまりぎ)の相談状況

新宿区は相談体制の充実をはかるため、平成18年4月東京社会福祉士会に委託して、新たに拠点相談所「とまりぎ」を開設しました。

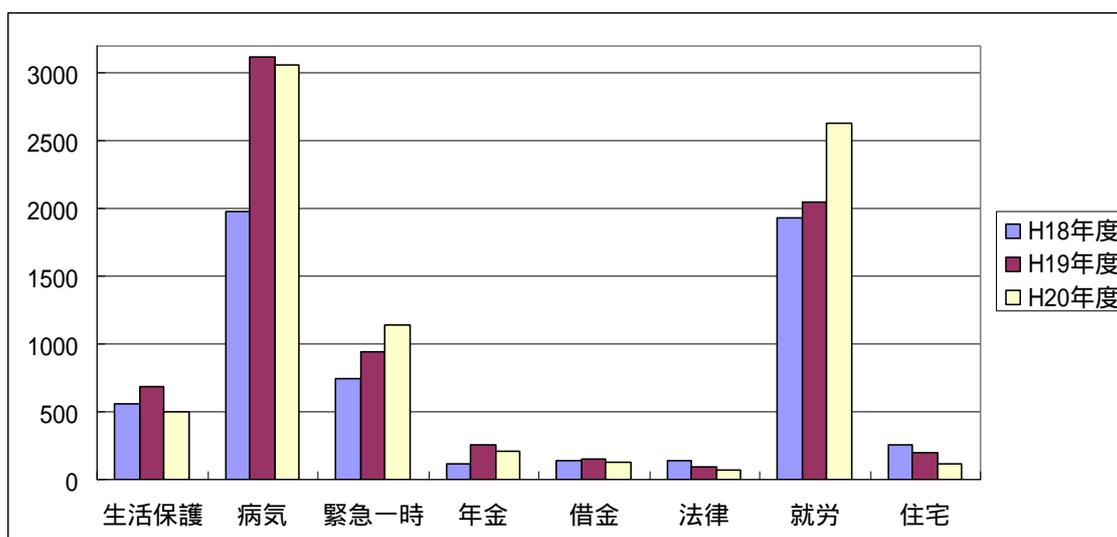
拠点相談所では、豊富な知識と経験を持つ社会福祉士による相談のほか、法律・借金・住宅・健康・就労・心理・アルコール等各分野の専門家に依頼して、それぞれ専門相談を行っています。その結果、年金の取得や借金の整理により、ホームレス生活から脱却し、アパート生活へ移行した事例が数多くあります。

相談件数

相談種別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活保護	563	682	503
病気	1,974	3,118	3,065
緊急一時保護センター	740	940	1,136
年金	118	259	208
借金	135	148	125
法律	138	90	74
就労	1,926	2,051	2,631
住宅	252	201	120
その他（古着・シャワー・報告など）	5,312	8,111	7,929
相談者数*	7,906	9,782	9,360

*一人が複数の相談を受けているため、相談者数は縦列の合計数と一致しません。

相談種別年度比較

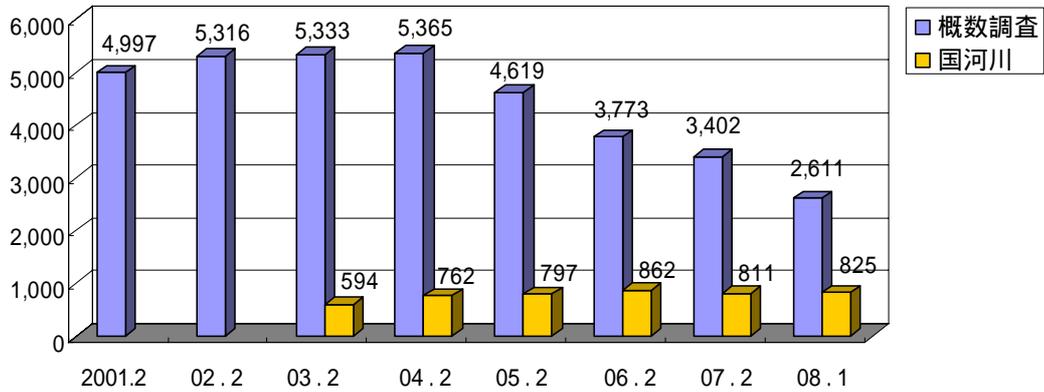


もっとも需要のある相談は病気と就労で、いずれの年度もこれらの相談が2割を超えています。相談数は増加の一途をたどっていますが、相談者の話をゆっくり聞くことを大切にしているため、全員の要望にこたえきれない現状があります。

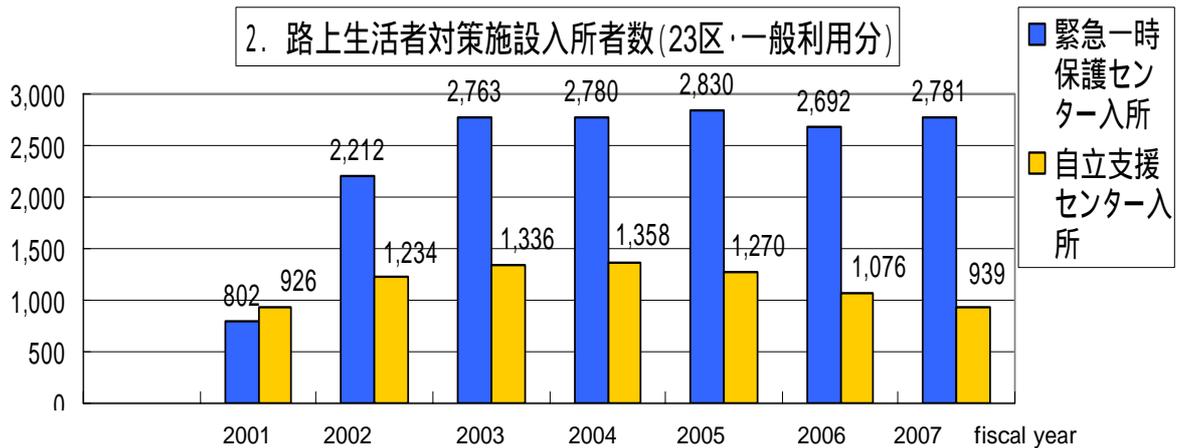
区市レベルでは唯一のホームレス専門相談所ということもあり、区外からの相談者も大勢います。

4 路上対策施設利用者の状況

1. 東京23区内路上生活者数(概数調査)

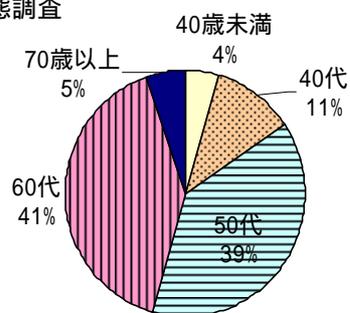


2. 路上生活者対策施設入所者数(23区・一般利用分)

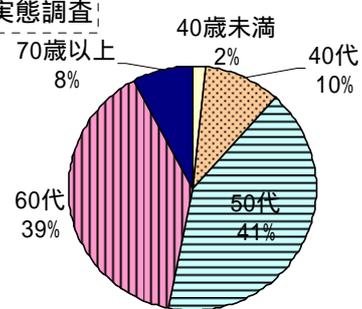


3. 実態調査による東京23区内路上生活者の年齢構成

2003 実態調査

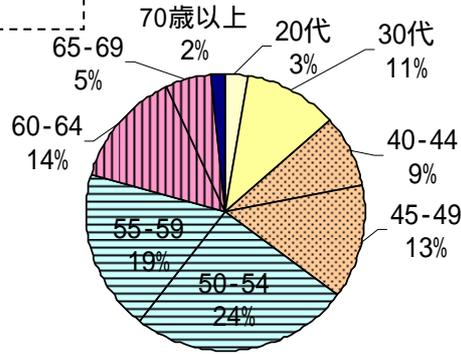


2007 実態調査

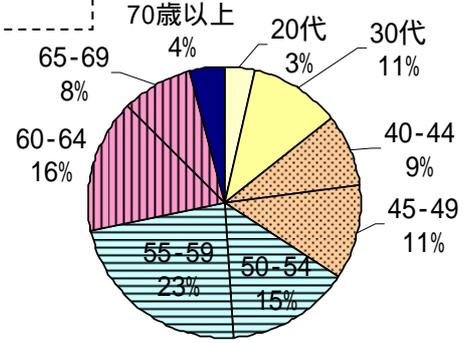


4. 緊急一時保護センター入所者の年齢構成

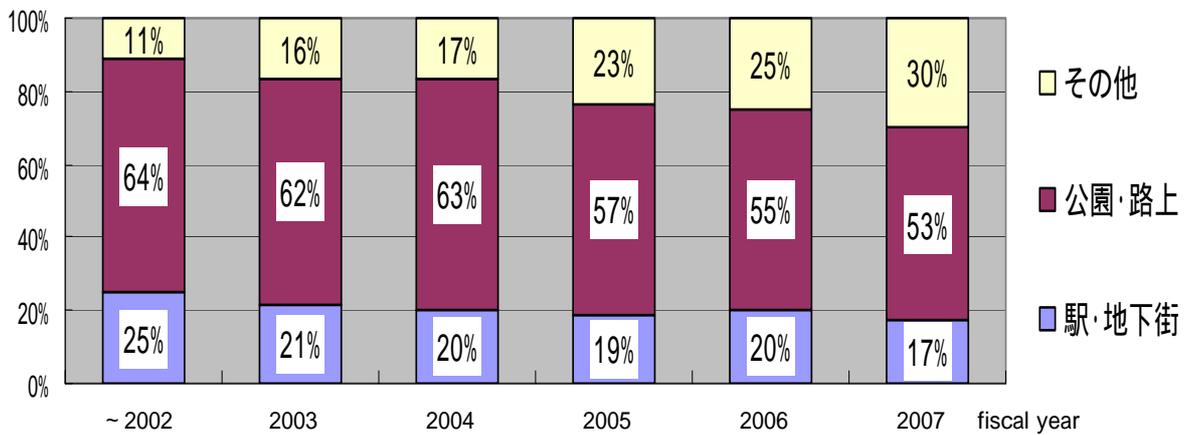
02 入所者
N=2,212



07 入所者
N = 2,781

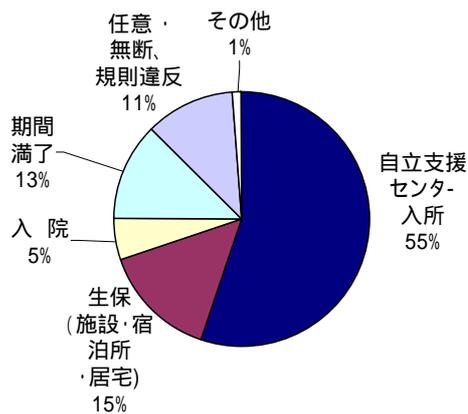


5 緊急一時保護センター入所者の(入所前)の居住地

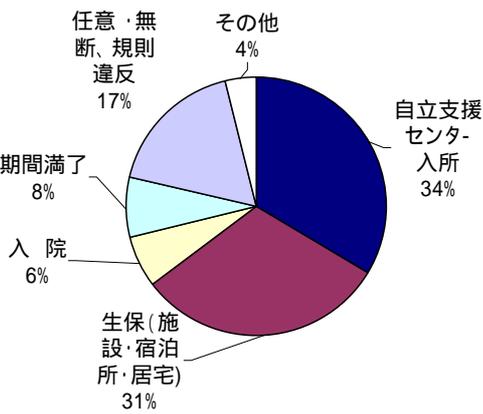


6. 緊急一時保護センター退所者の退所理由

02 退所者

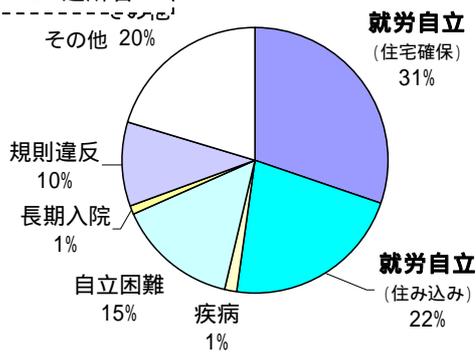


07 退所者

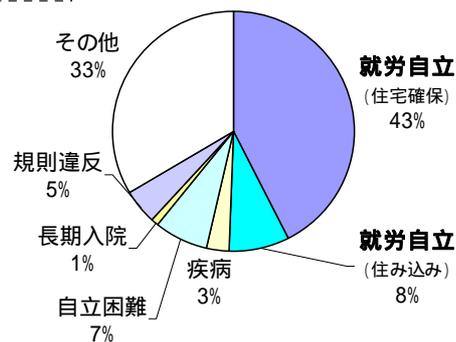


7. 自立支援センター退所者の退所理由

02 退所者



07 退所者



これまでのホームレス問題への取り組みと課題

- 1 都区共同事業による取り組み
- 2 新宿区の取り組み

これまでのホームレス問題への取り組みと課題

1 都区共同事業による取り組み

平成 12 年 7 月、東京都と東京 23 区は「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を締結し、ホームレスの応急援護から自立支援への対策に大きく舵をきりました。

その後、「路上生活者対策事業実施大綱」に基づき、平成 13 年 8 月には「自立支援システムの構築」、平成 16 年には「地域生活移行支援事業」、平成 18 年には「巡回相談事業」を実施し、東京都と東京 23 区が一体となったホームレスの自立支援に取り組んでいます。

(1) 地域生活移行支援事業（平成 16 年 6 月～20 年 3 月）

〔平成 19 年 5 月:東京ホームレス白書 より〕

地域生活移行支援事業は、低家賃アパートと公的な臨時就労を同時に提供することで、公園等で起居しているホームレスを対象に、地域生活への移行を進めると同時に、公園等の現状回復を図ることを目的に実施しました。

平成 16 年 6 月から事業終了の 19 年度末までに、2,000 人弱のホームレスが利用しました。そのうち、平成 16 年度から 18 年度に実施した、

「新宿中央公園・都立戸山公園・区立墨田公園・都立代々木公園・都立上野恩賜公園」の 5 公園の利用者は 1,200 人弱となっています。

〔入居後の状況〕

平均年齢 56 歳、60 歳以上は 35% です。
就労している人は 60%、13 万円以上の収入のある人は 14% です。
住民登録した人は 58%、国民健康保険加入者は 29%、年金受給者は 6% です。
生活保護の適用は 29% です。(ただし、平成 21 年 9 月の状況は約半数が生活保護を適用しています。)

〔成果〕

- 1 本人希望により地域の借上げアパートに移行し、その大半が地域生活を継続しています。
- 2 大規模公園から青テントが大幅に減少しました。
- 3 ホームレスの多くは低家賃住宅があれば、地域生活を継続できること、本人の就労意欲と就労支援がマッチングすることにより、アパートを自分で借り、自立できることが立証されました。
- 4 東京 23 区内に、月 5 万円以下のアパート物件が多数あり、必要なアパートを確保することができました。

〔課題〕

- 1 一度に多数のホームレスが移行したため、移行直後に、生活支援や就労支援が十分できなかった面がありました。
- 2 就労自立が可能という判断だけで、アセスメントが十分でないまま移行したため、自立意欲の薄い移行者もあり、自立率が向上していない状況にあります。
- 3 家賃 3 千円で 2 年間住めることに安住し、臨時・日雇い労働から、自立のための常用雇用への意欲が十分でない人もいます。

〔今後の方向性〕

- 1 就労意欲・就労能力等、事前に十分なアセスメントを実施する必要があります。
- 2 きめ細かなひとり一人の「自立支援計画書」を作成し、アパート移行後速やかに、より効果的な生活支援、就労支援をしていく必要があります。
- 3 利用者に対して、定期的な通所・状況報告を義務づけることにより、就労支援を強化していく必要があります。

(2) 自立支援システム(平成 13 年 8 月～)

(平成 19 年 5 月:東京ホームレス白書 より)

緊急一時保護センターと自立支援センターによる「自立支援システム」を構築し、身体と健康面の回復を図り、就労自立を中心としたホームレスへの支援を行っています。

東京 23 区を 5 つのブロックに分け、各ブロックにそれぞれ 1 か所設置し、運営期間は 5 年間とし、ブロック内の各区で順次設置しています。

緊急一時保護センター

路上生活から早期の社会復帰を促進するために、ホームレスを一時的に保護し、心身の回復を図るとともに、自立支援センターへの入所などに向けて、総合的な評価(アセスメント)を実施し、意欲と能力に応じた支援計画により、社会復帰への道筋を明らかにします。

〔入退所者の状況〕

入所者

平均年齢は 52 歳、60 歳以上が 24%です。

入所者の 48%はホームレス生活 3 ヶ月未満の人です。

退所者

47%が就労自立に向けて自立支援センターに移行しました。

退所者の 21%が再利用しています。

〔成果〕

- 1 空腹・傷病等のホームレスを、年平均 3,150 人、平成 19 年 1 月末までに延べ 13,727 人を緊急一時保護しました。
- 2 厚生施設等が満床状態である中で、「緊急駆け込み寺」として有効に機能しています。
- 3 原則 1 ヶ月の利用期間ですが、就労意欲の高い利用者については、2 週間程度で自立支援センターに移行している人もいます。

〔課題〕

- 1 平成 18 年 11 月の利用率が 62%程度で、規模の再検討が必要です。
- 2 自立を目指すためには、同一ブロック内の他区の自立支援センターに移らなければならない、非効率になっています。
- 3 センターの設置場所の確保が困難になっています。
- 4 退所者の 21%が再利用しています。

〔今後の方向性〕

- 1 緊急一時保護センターの運営規模を見直し、自立支援センターに併設することを検討します。
- 2 再利用の条件の見直しを検討します。

平成 21 年度に入り、緊急一時保護センター・自立支援センターともに満床状態となっていますが、平成 18 年度までの状況を踏まえ、平成 19 年度に都区で協議を重ね、緊急一時保護センター・自立支援センター機能を併せ持った「新型自立支援センター」を各ブロック 1 か所設置することにしました。

自立支援センター

緊急一時保護センター利用者のうち就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる人を対象として、就職、住宅の相談、援助を中心に行うことにより、就労による自立を支援します。

民間アパートに移行したり、住込みにより就労自立した利用者に対し

て、アフターケアを実施しています。

〔利用者の状況〕

就労自立した人は 51%で、そのうち 民間アパートで自活が2/3、住み込み就労が 1/3 となっています。

〔成果〕

平成19年1月末までに、延べ7,057人が利用し、その51%(3,619人、年平均700人)が就労自立しました。

〔課題〕

- 1 就労意欲が高くても、以下の要因により安定就労自立につながらないケースもでてきます。
常用雇用には保証人が必要ですが、保証人がいない場合が大半であり、臨時的雇用により信頼を得て常用雇用を目指しますが、安定的な生活に移行するまで時間がかかります。
給与の支払いが就労開始1ヶ月後から1ヶ月半後であり、すぐに民間アパートでの自立生活は困難です。
就労自立すると、就職支度金と一時金が支給されますが、ある程度貯金がないと生活がすぐに破綻するケースもあります。
アパート入居には保証人が必要であり、保証協会での保証には経費がかかります。
多重債務などについては、法律相談等により解決を図りますが、2ヶ月での解決は困難な状況です。
- 2 常用雇用されても、職場での人間関係を構築することができず、相談相手も少なく、退職してしまうことがあります。また、センターのアフターケアを拒否する人もいます。長期的な視点を持った継続的なアフターケアが必要です。
- 3 センターの設置場所の確保が困難になってきています。

〔今後の方向性〕

- 1 就労自立支援の強化を検討します。
- 2 就労自立を確実に継続するために、地域で生活しながらの訓練の仕組みを検討します。また、職場の人間関係の相談や一定の貯蓄奨励など、訪問、通所の義務付けなどにより、就労を継続するための支援を充実するよう検討します。

新型自立支援センターへの移行にともない、平成 21 年度には各ブロック 10 戸の「自立支援住宅」をモデル設置しています。「自立支援住宅」は、就労が確保された人が地域生活に移行するための生活訓練の場として、一定期間提供する住宅です。

(3) 巡回相談事業(平成 18 年度～)

巡回相談事業は、巡回相談ブロックセンターを緊急一時保護センターに併設し、主任相談員・非常勤相談員を配置し、ブロックごとの巡回相談実施計画に基づき実施しています。

面接相談（自立促進に向けたアウトリーチ活動）

相談員がホームレスの起居する公園や河川敷等に直接出向き、巡回して面接相談を実施することにより、健康状態や生活状況を把握するとともに、緊急一時保護センターや自立支援センターなどのホームレス対策事業の紹介や利用の勧奨、生活保護制度の説明などを行っています。

訪問相談（二度とホームレスに戻らないためのアフターフォロー）

自立支援センターを退所し地域で生活している人を訪問（原則 1 年間）し、日常生活や就労に関する相談・助言・援助などを行い、再びホーム

レスに帰ることなく、安定した地域生活を維持継続していくための支援を行っています。

平成18年12月までの実績

延べ相談人数	2,774人
生活保護	103人
緊急一時保護センター入所	49人
福祉事務所の応急援護など	76人

【今後の方向性】

- 1 引き続き事業を継続していきます。
- 2 医療機関との連携を強化し、長期化・高齢化、また精神疾患等を抱えるホームレスに対する支援を強化します。
- 3 巡回相談センター機能の充実を検討します。

2 新宿区の取り組み

平成 10 年 2 月の新宿駅西口の「ダンボールハウス火災事件」を契機に、新宿区内に「暫定自立支援センター」を 2 ヶ所設置し、ホームレスの応急援護に取り組んできました。その後、平成 12 年に都区共同事業による「自立支援センター：新宿寮」の設置、平成 13 年から 15 年にかけて「路上生活者実態調査」を行い、新宿区のホームレスの実態把握に努めてきました。

平成 18 年 2 月に、「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、新たに「拠点相談事業：とまりぎ」「自立支援ホーム」「訪問サポート：地域生活安定促進」を実施し、ホームレスの自立支援に取り組んでいます。

(1) 拠点相談事業（とまりぎ）（平成 18 年度～）

福祉事務所では、日々来所する多数のホームレスに対して職員が、生活保護の適用や自立支援システムの利用、給食宿泊場所の提供など、多様な支援を行っています。

しかし、アルコールや借金問題、継続的な就労相談などの専門的な相談には、時間的に制約が生じています。

そのため継続的な相談の中で、ひとり一人の自立にとっての阻害要因を見つけ出し、適切な施策につなげていくことが困難なケースがあります。

来所するホームレスとの継続的な関わりを維持し、個別の自立支援施策に粘り強く結びつけていくために、他自治体に先駆けて拠点相談所を設置しました。

〔相談状況〕

相談者は、延べで平成 18 年度 7,906 人・19 年度 9,782 人・20 年度 9,360 人です。

平成 20 年度の各種相談の状況は、生活保護 503 件・病気 3,065 件・緊急一時保護 1,136 件・年金 208 件・借金 125 件・法律 74 件・就労 2,631 件・住宅 120 件でした。

〔成果〕

- 1 生活保護の適用以外にも、福祉事務所と連携して相談者の状況に応じたきめ細かな自立への支援が行われています。
- 2 相談者の個々の状況に応じた、段階的な自立への支援が行われています。
- 3 拠点相談所を連絡先として、就労や住宅、年金受給など様々な支援に結びついています。
- 4 シャワー・衣類の提供や相談を通じて、傷病の早期発見につながっています。

〔課題〕

- 1 区市レベルでは唯一のホームレスの総合相談機能であるため、近隣自治体からも相談者が集中する傾向にあります。
- 2 路上生活が長期化した人、未経験な人など様々なタイプの相談者に対し、十分な相談と社会資源への結びつけが求められています。

〔今後の方向性〕

- 1 広域的な対応を図るため、都区共同事業の「新型自立支援センター」設置に合わせて、拠点相談事業を都区共同事業として実施するよう提言します。合わせて、支援団体等の相談事業への参加を促進するために、事業助成制度などの財政支援策の提言も行います。

(2) 自立支援ホーム(平成 19 年度～)

路上生活の期間に関係なく、就労意欲が高いホームレスに対し、アパートを確保し、計画的・集中的に就労支援や生活指導を行い、安定した就労の確保とアパート転宅を実現し、再びホームレス生活に戻らないように支援しています。

年金受給資格があっても、住所が無いため年金が受け取れないホームレスが多数います。拠点相談所との連携により、年金の受給資格の調査を行い、年金を貯蓄してアパートへ入居させる支援も行っています。

入所にあたっては、委託事業者の NPO と拠点相談所、福祉事務所の三者で構成する「入所判定会議」により、事業目的にふさわしいホームレスを対象としています。

〔入所者の状況〕

平成 21 年 3 月末現在 (定員 4 人)	
入所者	28 人(退所者 24 人:入所中 4 人)
アパートでの自立生活移行者	12 人
自主退所者	5 人
その他	7 人

〔成果〕

- 1 路上生活の期間に関係なく、就労意欲があり一定の収入が得られるホームレスに対する、早期の自立に十分な成果をあげています。
- 2 一方では、就労収入が少なくても年金収入を得ることにより、路上生活から脱却してアパート生活を継続している人々も存在しています。

〔課題〕

- 1 同室者とのトラブル等により退所するケースがあります。
- 2 給料が支給されるまでの生活資金の確保が必要です。
- 3 就職活動のための情報伝達手段(携帯電話等)が必要です。

〔今後の方向性〕

- 1 今後も継続して実施します。
- 2 入所者の個々の事情に応じたきめ細かな相談、支援をより一層充実する必要があります。

(3) 民間宿泊所の借り上げ：給食宿泊場所の確保（平成8年度～）

病気や怪我などの理由から緊急に保護を必要とするホームレスに対する法外援護（生活保護制度以外の事業）として、民間宿泊所のベッドを年間を通じて借り上げ、食事や風呂、日用品などを支給する緊急一時保護事業を実施しています。

相談者の急増により、確保しているベッド数では対応しきれない状況が続いています。

〔入所者の状況〕

平成20年度は3,514床利用しています。利用期間は原則1週間ですが、自立支援システム・更生施設への入所待機や生活保護の決定待ちなどにより、利用期間が長くなる傾向にあります。

〔成果〕

- 1 ホームレスの緊急・一時的なシェルターとしての機能を果たしています。
- 2 病状や生活状況の把握に効果的です。
- 3 他団体との連携により緊急対応が図られています。

〔課題〕

- 1 対象者の増加や長期入所者により、常に満床状態でありベッド確保に困難を極めています。
- 2 施設環境面の改善が必要です。

〔今後の方向性〕

- 1 法外援護の施設として事業を継続しますが、ベッド確保数を拡充する必要があります。
- 2 他の施設資源との調整を図りながら、効率的な利用を推進します。

(4) 地域の生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業（平成 15 年度～）

NPO が運営する宿泊所等に入所している単身生活が困難な元ホームレスのために、生活相談員による生活相談や健康管理の支援を行います。

また、介護保険や自立支援法などの他法他施策を活用し日常的なケアを行い、地域での生活を支援しています。

〔入所者の状況〕

- 1 単身生活は不可能でも、見守りがあれば地域での生活が可能な高齢者を対象としています。施設入所者は平成 20 年度 25 名です。
- 2 土日・夜間等、緊急対応が必要な人も対象としています。

〔成果〕

- 1 見守りの必要な高齢者に対し、専門指導員による金銭管理等の生活援助により、継続的な自立への支援が行われています。
- 2 住民登録を行うことにより、地域での他法他施策の活用が可能です。

〔課題〕

- 1 設備面から生活能力の低下した利用者には対応できない場合があります。
- 2 宿泊所等で相談援助を必要とする利用対象者は増加傾向にあり、同様な支援施設の確保が必要です。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き事業は継続します。
- 2 ケア付き住宅(施設)など同様な支援施設の制度化の動きの中、その確保に努めます。

(5) 訪問サポート：地域生活安定促進事業(平成 19 年度～)

宿泊所等で生活保護を受給している元ホームレスに対して、訪問による金銭管理などの生活支援を行い、アパートへの転宅をサポートしています。また、継続してアパート生活を維持できるよう、きめ細かな訪問・相談等を行い、日常生活の支援を行っています。

〔利用者の状況〕

平成 20 年度

新規依頼件数 344 人

事業利用終了者数 142 人 3 月末現在継続支援者数 202 人

〔成果〕

- 1 宿泊所等から居宅生活への移行支援に十分な成果を挙げています。
- 2 きめ細かな訪問を通じて生活実態を把握するとともに、他法他施策の活用など、地域生活に必要な様々な助言・援助を行っています。

〔課題〕

- 1 アパート生活移行への支援に合わせて、アパート入居後の継続的な支援の充実が求められています。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き事業を継続します。
- 2 現在の事業内容に加え、居宅生活継続支援を充実します。

(6) その他の事業

食料の支給

人道上の観点から、食料に困って来所するホームレスに対して乾パンを支給しています。

シャワーの提供

衛生面の確保から、来所したホームレスに提供しています。

拠点相談所及び福祉事務所の2箇所に設置されており、通院や就労活動のために必要な人や衛生上特に必要なホームレスに対し、随時提供しています。

日用品等の支給

入院時等に必要となる「寝巻き・下着・タオル・コップ・歯磨き・石鹸等」の日用品を支給しています。

また、必要な場合に、寄附品の衣類・タオル・靴等を支給しています。

現地出張相談

ホームレスの健康管理を目的として、結核検診・健康相談・福祉相談を、年2回実施しています。

この事業は、福祉事務所と保健所の連携により行われ、検診のための医師も配置されています。

〔今後の方向性〕

ホームレスに対する応急的な支援策として今後も継続していきます。

(7) ホームレス対策に要する経費

ホームレス対策に要する経費については、国に対し積極的な財政支援を行うよう要望しています。

新宿区は、他自治体から流入するホームレスも含め積極的な対策を講じています。広域的な課題であるホームレス対策に対し、必要かつ十分な国の財政措置がない限り、多くの区民の理解を得ることはできません。

しかし、国の財政措置は十分なものではありません。ホームレス対策は、その直接経費のほか、生活保護の適用による地方負担も含め、区財政に及ぼす影響が少なくありません。

以下は、新宿区におけるホームレス対策の平成20年度決算の概要です。

平成 20 年度決算	
〔歳出〕	
ホームレス対策	102,360,506 円
1 宿泊所の確保等	22,606,220 円
2 宿泊所等入所者相談援助事業	12,271,600 円
3 地域生活移行支援事業等分担金	19,458,877 円
4 拠点相談事業	25,673,398 円
5 地域生活安定促進事業	12,439,851 円
6 自立支援ホーム	9,910,560 円
〔特定財源〕	52,706,000 円
1 国庫補助金	37,706,000 円
2 都補助金	15,000,000 円
〔一般財源〕	49,654,506 円

平成 20 年度決算の一般財源 49,654,506 円のうち、「都区財政調整制度による特別交付金」³の額は、17,003,000 円で、地域生活移行支援事業等分担金を除いたホームレス対策事業に算定されています。その結果、特別区税等他の一般財源は、32,651,506 円になります。

後述する「ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組み」の、新規・拡充事業を含めた各事業の財源については、まず国庫補助金・都補助金を最大限活用することを基本に、都区財政調整制度における特別交付金による財源の確保に努め、特別区税等他の一般財源の圧縮を図ります。

3 「都区財政調整制度による特別交付金」

東京 23 区の財源の不均衡を調整し、行政水準の一定の均衡を図るために、固定資産税・市町村民税法人分・特別土地保有税の三税を財源に、東京都と東京 23 区で財源を分け合う制度です。

都区財政調整制度には、区別に基準財政需要額と収入額を算定し、需要額が収入額を超える区に対し、その額を超える額を普通交付金として交付する制度と、災害等、特別な財政需要に対し交付する特別交付金制度があります。

ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組み

- 1 解決のための基本的な考え方
- 2 区・東京都・国の役割
- 3 具体的な施策の推進
- 4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ

ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組み

1 解決のための基本的な考え方

ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組みは、現下の厳しい経済・雇用情勢を踏まえることが重要です。

ホームレス状態に陥った、また、陥るおそれのある人々の様々な要因をつかみ、就労や住宅(施設)支援、相談体制や地域での生活支援など、真に必要とする取り組みの総合化を図り、ホームレスひとり一人の支援段階に応じた適切な対応が何よりも必要です。

そのため、「計画改訂の基本方針」の3「ホームレスの定義とタイプ」で示した三つのタイプを基本に、ホームレス対策の現状を把握し、それぞれのタイプ・支援段階にふさわしい取り組みの方向性を示します。

(1) ホームレス対策の現状認識

現在のホームレス対策は、ホームレス状態に陥る寸前、ホームレス状態、施設入所・居宅生活中など、様々な段階やニーズの違いに応じた支援策の整理が十分行われていないまま、現在に至っています。

「概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層」、「概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層」、「概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立ができる層」に整理して考える必要があります。

就労中心の施策も含めて、福祉事務所に相談が集中しています。その結果、福祉中心の支援が必要な人と就労中心の支援が必要な人が混在し、

分類も十分ではなく対応が図れなくなっている現状があります。

拠点相談や巡回相談、宿泊所や小規模な借り上げ住宅、自立支援システムなど、施設・人的支援資源の総合化を図り一体的な支援に結びつける必要があります。

アセスメントのあり方を整理する必要があります。様々な社会資源に結び付けるためにも、いつ・どこで・誰が・どのように、といった整理が必要です。

大規模集中型施設、地域の小規模施設、一時保護機能施設、民間宿泊所等の居住環境問題など、不足している社会資源、及びそれぞれのタイプ・支援段階に応じた社会資源の整理が必要です。

国・都・区・民間団体との連携のあり方など、会議体も含め再構築する必要があります。また、医療や住宅といったホームレス支援の専門機関のネットワークづくり、区民も交えた地域別のネットワークづくりを進める必要があります。

拠点相談や巡回相談、自立支援システムなど、限られた資源の有効活用を図るためにも、NPO等支援団体との協働による支援に結びつける必要があります。

(2) 第 期推進計画の基本的な方向性

長期化・高齢化したホームレスに加え、路上生活が短期間あるいは未

経験の人々が混在している現状から、適切なアセスメントを行いタイプ別に整理し、それぞれにふさわしい施策の展開を図ります。

福祉事務所や都区共同事業、民間支援団体が行う拠点相談・巡回相談などの相互関連や、役割分担などを明確にし、アセスメントを共有化できるシステムの開発を行います。

自立支援システムや民間宿泊所等、限られた資源の有効活用を図るために、資源のネットワーク化やアフターフォローの体制を強化します。

NPO等支援団体との連携をより一層強め、地域の資源を活かした施策を推進します。また、地域の実情に即した会議体を設置し、様々な主体とのネットワーク化を進めるとともに、ホームレス問題に対する区民への啓発に努めます。

広域的な対応が基本であるという視点に立ち、国・東京都・都区共同事業の施策に対する提言・要望を行います。

2 区・東京都・国の役割

ホームレス問題は、一自治体では解決が困難な広域的な行政課題です。現下の厳しい経済・雇用情勢の中にあっては、地方から多くの人々が大都市に、職や福祉的な対応を求め集まっています。

特に、大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区には、東京都全域、あるいは周辺の県から、職と住まいを失った人々が流入し、路上やネットカフェ等でやむなく起居している多数の相談者が後を絶たず、福祉事務所では施設の確保など十分な対応を図ることができない困難な局面が続いています。

このような状況の中、今こそホームレス問題を一自治体の力だけでは解決することのできない広域的な行政課題として捉え、区・東京都・国の三者が責任と役割を明確にし、いかに連携を強化することができるかが大きな課題です。

以下、区・東京都・国の果たすべき役割を明確にし、合わせて東京都・国への要望と提言を行うものです。

(1) 新宿区の役割

基礎自治体である新宿区は、様々なホームレス状態にある人に対して、早い段階での相談・助言や適切な社会資源に結びつけること、また、ホームレスであった人が再び路上生活に戻らないために、地域福祉を推進する視点から、地域生活を継続する支援を行うことが基本的な役割です。

東京 23 区の中でも有数の大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区にとってホームレス問題は、避けて通ることのできない大きな行政課題です。

住民に最も身近な基礎自治体として、「だれもが互いに支えあい、安心し

てくらせるまち」をめざし、ホームレス対策に取り組んでいきます。

施策の総合化を図ります。

自立支援システムなどの都区共同事業や、拠点相談所などの新宿区独自事業の総合化を図り、ホームレスの個々の実情に応じたきめ細かな自立への支援を行います。

地域のネットワークづくりを推進します。

ホームレス問題の情報の共有化を図り、早期対応や区民の理解を促進するために、区民や NPO 等支援団体をはじめ、多様な主体との連携を深めます。

情報の発信、施策の要望・提言に努めます。

もとよりホームレス対策は広域的な課題です。新宿区が抱える課題や対応策を情報発信するとともに、状況の変化に対応するために施策の要望や提言を国・東京都・東京 23 区に対して積極的に行います。

(2) 東京都の役割

東京都は、国との連携や東京 23 区との協議により、施設整備や住宅の確保などの社会資源の整備を促進することが基本的な役割です。

東京都には、他県から多くのホームレスが流入しています。一自治体では解決することのできないホームレス問題に対する東京都の責任と役割は、東京 23 区に極めて大きな影響を与えるものです。

強力なリーダーシップの発揮を要望します。

東京都は、東京 23 区を包括する広域自治体として、問題の共通認識と課題解決に向けた都区共同事業の取り組みを推進させるため、施策の具体化に向けた積極的な対応を図る役割と責任があります。

東京 23 区への積極的な調整・助言を行うよう要望します。

東京 23 区のホームレス対策には未だ温度差があります。ホームレス数の多少、安価な住宅や宿泊施設の偏在、処遇の困難性や費用問題など、様々な課題を抱える中であって、ホームレス対策が特定の区に偏ることのないよう、東京都は、積極的な調整・助言を行う役割があります。

国への働きかけを強化するよう要望します。

ホームレス問題は、日本の社会経済・雇用情勢の中から生まれた問題です。東京都は、財政支援を含めた総合的かつ抜本的な取り組みを推進するよう、国に対し強く伝えていく役割があります。

(3) 国の役割

国は、自治体の意見を取り入れた社会資源の整備や財政支援を行うなど、総合的な施策を策定し実施することが基本的な役割です。

現下の厳しい経済・雇用情勢は、自治体におけるホームレス対策をより複雑かつ困難なものにしています。就労や住宅対策をはじめ、各種助成・貸付制度によるセーフティネットの充実や積極的な財政支援など、国が責任を持って実施していくことを強く求めます

総合的な雇用・住宅対策等の推進を要望します。

ホームレス問題への対応は、就労や住宅対策など本来国が行うべき対

策が基本です。各種助成・貸付金制度も含めた対策の推進にあたっては現場を預かる自治体の意見を十分取り入れた、総合的な施策の展開を図るよう要望します。

社会資源の整備を要望します。

ホームレスの自立生活を支援していくためには、緊急一時保護・就業訓練・生活支援など多様な機能を持った施設が必要です。

国は、自立支援を推進するための施設を、自治体や NPO 支援団体の意見を取り入れながら、都道府県と連携して整備する役割があります。

積極的な財政支援を要望します。

国が負担すべきホームレス対策経費が十分でないため、東京都を含む東京 23 区の一般財源を圧迫しています。また、NPO 等支援団体の活動にも影響を与えています。

国は、生活保護適用後の費用負担問題も含め、財政上の措置を講ずる義務があります。

3 具体的な施策の推進

基礎自治体の新宿区が先駆的に取り組んでいる「拠点相談事業：とまりぎ」や「自立支援ホーム」は、本来、広域的に整備する必要のある事業です。とりわけ、施設や住宅などの社会資源整備は国や東京都の責任において行い、基礎自治体の共通資源としてストックする必要があります。

ここでは、前述した新宿区・東京都・国の役割分担を基本に、ホームレスのタイプ別ニーズにふさわしい個別具体的な施策を整理します。

また、相談体制やアセスメントシステムの構築、施設・住宅資源の整備、就労支援など、ホームレスそれぞれの支援段階での施策の総合化を図るものです。

八つの基本施策

- 1 相談体制の機能強化
- 2 アセスメント(個々の状態の把握)システムの構築
- 3 福祉的支援の条件整備
- 4 施設・住宅資源の確保
- 5 就労支援
- 6 人的資源の開発とネットワークづくり
- 7 公共施設の適正管理
- 8 人権啓発

ホームレスの三つのタイプ (再掲)

〔タイプ1〕 概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層

〔タイプ2〕 概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

〔タイプ3〕 概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立ができる層

(1) 相談体制の機能強化

相談体制は、ホームレスのタイプや支援段階に関わらず、欠くことのできないホームレス対策の基本です。ホームレス状態に陥った人、また、おそれのある人に対する福祉事務所での相談や拠点相談事業、更にハローワークによる相談、巡回相談によるアウトリーチ活動は、健康や衛生管理、就労や施設・住宅支援などの各種施策の紹介や情報提供などに必要不可欠な取り組みです。

また、ホームレスへの相談・助言は、「はじめの相談」「施設入所中の相談」「アパート生活後の相談」など、段階的にきめ細かく行うことにより、はじめて効果的な支援に結びつくものです。

〔はじめの相談〕

拠点相談事業 (新宿区)

全てのタイプに必要な事業です。

新宿区の拠点相談事業(とまりぎ)は、ハローワークやNPO等支援団体・就労支援機関との連携を強める事など、その事業内容を検証しながら引き続き実施します。

合わせて、「新型自立支援センター」の設置に合わせた相談所の設置や、民間団体が実施する「地域の中の相談所」に対する支援を都区共同事業として実施するよう提言します。

巡回相談事業（都区共同）

全てのタイプに必要な事業です。

ブロックごとの巡回相談事業は引き続き実施しますが、休日・夜間の対応や処遇困難なホームレスに対応するため、保健・医療部門との連携を強化した体制づくりや、拠点相談所機能を加えた相談体制を充実するよう提言します。

〔施設入所中の相談〕

巡回相談一時宿泊支援事業（新宿区・民間団体：新規）

〔タイプ3〕にふさわしい事業です。

路上生活が未経験または短いホームレスに対し、就労支援等による早期自立を支援するために、民間団体がおこなう巡回相談機能に一時宿泊事業を加えた、「巡回相談一時宿泊支援事業」への支援を実施します。

地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業（新宿区）

〔タイプ1〕にふさわしい事業です。

単身では地域生活の継続が困難なケースに対するきめ細かな相談援助機能は、今後ますます必要となります。緊急一時保護機能と合わせて引き続き実施します。

〔アパート生活後の相談〕

訪問サポート：地域生活安定促進事業（新宿区）

〔タイプ1・2〕にふさわしい事業です。

宿泊所等からのアパート転宅への支援や、転居後のアパート生活を継続できるよう、専門相談員がきめ細かな訪問・相談等を行う訪問サポートを引続き実施します。

自立支援システムによる生活支援（都区共同）

〔タイプ1・2〕にふさわしい事業です。

ホームレスであった人が地域での生活を継続し、再びホームレス生活に戻ることのないように、福祉事務所との連携を基本に、自立支援システムによるアフターフォロー体制を充実するよう要望します。

(2) アセスメント(個々の状態の把握)システムの構築（新宿区：新規）

アセスメントは、ホームレス状態に陥った人やおそれのある人の、生活歴や現在に至った要因を把握するとともに、ホームレス自身のニーズを的確に把握し、それぞれの自立にふさわしい様々な施策に結びつけるために必要なホームレス対策共通の仕組みです。

そのためには、各区・関係機関において、面接方法や健康状態のチェック方法などのアセスメント手法や、家族関係や生育歴、また職歴などのアセスメント項目を共通化する必要があります。特別区人事厚生事務組合やNPO等支援団体との連携により、より適切な評価が行えるアセスメントシステムの構築に努めます。

(3) 福祉的支援の条件整備

応急援護事業の実施はホームレスに対する支援の第一歩です。また、様々な段階の相談・助言の中で福祉的支援の条件整備を行うことは、地域での生活を継続するうえで大切な支援のひとつです。

応急援護事業（新宿区）

ホームレスの健康や衛生面の管理を支援するため新宿区が取り組んできた、「食料の提供」「シャワーの提供」「日用品の支給」「結核検診を中心とした保健所との現地出張相談」等は、引き続き実施します。

年金の調査（新宿区）

国の調査では、ホームレスになる前の雇用形態は、「常勤職員・従業員(正社員)」が43%を占めています。

このように、ホームレスの中には、年金受給権のある可能性を持つ人が少なくありません。様々な相談・助言の中で年金調査を行うことにより、年金受給に結びつける取り組みを推進します。

住民登録の設定（新宿区）

施設や住宅での住民登録は、介護保険サービスや自立支援医療の適用など、様々な福祉サービスを受ける基本になります。また、金銭管理をする上で欠かせない金融機関口座を開設する際にも必要です。

そのため、本人同意を得ながら戸籍調査等を行い、住民登録設定の支援を推進します。

(4) 施設・住宅資源の確保

施設・住宅資源の確保は、ホームレスの就労による自立、半福祉半就労による地域での生活、医療や保険との連携による継続した地域生活を送るためにも、先ず必要となる施策の大きな柱です。

ホームレスのタイプ別ニーズを基本に、それぞれのホームレスの自立にふさわしい相談や、支援体制を併せ持った施設・住宅資源の確保が必要です。

しかし、大都市における施設・住宅資源の新たな確保は、高額な用地取得費が施設運営費を圧迫することなどから、その確保には大きな課題があります。

そのため、国や東京都の積極的な財政支援に合わせて、国や東京都・都区共同事業の公的な既存資源や、民間資源の有効活用を図る必要があります。

また、施設・住宅の支援は、ホームレスのタイプ別のニーズや段階にふさわしい活用を基本としますが、施設の有効活用を図るためにも、状況の変化に即した柔軟な対応を図る必要があります。

ここでは、「緊急対応型」と「地域生活移行・定着型」に分類します。

〔緊急対応型〕

民間宿泊所の借り上げ：給食宿泊場所の確保（新宿区：拡充）

〔タイプ1・2〕にふさわしい事業です。

急増するホームレスの緊急一時的な宿泊施設として、民間宿泊所を活用した給食宿泊場所の年間借り上げベッドを拡充します。

また、施設環境の改善については、届出機関である東京都に対して環境整備の取り組みを推進するよう要望します。

緊急一時宿泊事業（都区共同：新規）

〔タイプ3〕にふさわしい事業です。

国のホームレス対策の拡充事業をうけ、「居所を失った人や、そのおそれのある人」に対し、セカンドセーフティネットと言われる「住宅手当」や「各種貸付金等」などの他施策を活用するための条件整備（住民登録・金融機関口座の開設等）を支援する、緊急一時宿泊事業を実施します。

緊急一時保護事業（特別区人事厚生事務組合）

〔タイプ1〕にふさわしい事業です。

巡回相談や拠点相談所、福祉事務所等で保護される高齢で長期化し、身体的・精神的に問題を抱えるホームレスに対し、厚生関係施設を活用した緊急一時保護事業を拡充し、一時保護専門の施設の設置を要望します。

〔地域生活移行：定着型〕

生活支援付き住宅(施設)援助事業（国・東京都・新宿区：新規）

〔タイプ1〕にふさわしい事業です。

平成21年3月に発生した「静養ホームたまゆら」の火災事故は、生活支援を必要とする低所得の単身高齢者の居住問題に大きな波紋を投げかけました。新たな対策が求められる中であって、介護サービスなど様々な地域の資源を活かした、生活支援付き住宅(施設)援助事業を実施する民間団体に対する支援を、国・東京都の助成制度を活用しながら、住宅・高齢者部門と連携を図り推進します。

無料低額民間宿泊所の居宅生活移行支援事業（新宿区：新規）

〔タイプ1・2〕にふさわしい事業です。

近年、特に都市部においては、金銭管理や施設環境面などで自立への支援が十分に行われていない施設に入所しているケースが数多く見受けられ、社会問題化しています。

そこで、社会福祉法に規定する無料低額民間宿泊所に指導員を配置し、入所者に対し就労や生活の支援を行うとともに、居宅生活への移行支援等を行う新たな事業を実施します。

自立支援ホーム（新宿区）

〔タイプ1・3〕にふさわしい事業です。

路上生活の期間に関係なく、就労意欲があるホームレスに対し、就労や生活指導を短期的・集中的に行い、地域生活の自立を支援する「自立支援ホーム」を引き続き実施します。

住宅の確保（国・東京都）

住宅確保は、国・東京都がその役割を担うのが基本であり、全てのタイプに必要な事業です。

「地域生活移行支援事業」の実施では、低家賃住宅を確保しアパートへ移行することにより、地域生活の継続が可能であることが検証されました。

公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、また、自立支援システムの「自立支援住宅」の弾力的な活用など、東京23区共通の資源ストックの整備と、家賃助成も含めた住宅確保の支援を、強く要望します。

自立支援システム（都区共同事業）と厚生関係施設の再編整備計画

ここにあげた施設・住宅資源の確保は、緊急一時保護センター・自立支援センター・自立支援住宅の、主たる三つの施設機能を有する「自立支援システム」と、男性更生施設の拡充、緊急一時対応施設の設置、女性ホームレスの自立支援住宅の活用などを掲げる「厚生関係施設の再編整備計画」と密接に関連するものです。

「第 期推進計画」の推進にあたっては、「自立支援システム」「厚生関係施設」の運営主体である特別区人事厚生事務組合との連携を深めながら、取り組みを強化していきます。

(5) 就労支援

就労支援は、国や東京都の基本的な役割です。特別措置法第5条(国の責務)で、「総合的な施策を策定し、これを実施する」としています。

福祉事務所を中心にした福祉分野で、就労や住宅支援の全てを行うのは困難です。そのため求められるのは、就労や住宅対策分野に福祉的な支援を取り入れた総合的な取り組みです。

就労支援（国・東京都）

就労支援は国・東京都がその役割を担うのが基本です。「東京ジョブステーション」「TOKYOチャレンジネット」「ハローワーク」「民間団体」などとの連携を図り、職業能力の開発も含めより有効な支援の推進を強く要望します。また、ホームレスの職歴などに配慮した雇用の創出も必要であり、合わせて要望します。

就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化（新宿区：新規）

新宿区の仕事支援機関、ハローワーク、TOKYOチャレンジネット、社会福祉協議会など関係機関との連携をより一層強化するために、「新宿区自立支援連絡会」を設置し、対象者に対する適切な支援に結び付けます。

合わせて、「TOKYOチャレンジネット」は、新宿区1箇所の相談体制ではなく、複数の相談所の開設を東京都に要望します。

雇用対策におけるセーフティネットの充実（国・東京都）

国は、雇用保険非受給者に対し「就職安定資金融資」「住宅手当」「社会福祉協議会の各種貸付金」などを、セカンドセーフティネットとして実施しています。しかし、「住宅手当」や「社会福祉協議会の各種貸付金」のよ

うに、住居があるか否か、また、低額な年金や失業手当等の公的給付がある場合など、受給資格・要件が必ずしも実態に即したのではなく使いづらい制度になっています。

セカンドセーフティネットが、真に必要とする人々にとって実効性の高い仕組みとなるよう強く要望します。

また、東京都は、「生活サポート特別貸付事業」「介護人材育成確保緊急対策事業」を実施しています。東京都独自の取り組みとして引き続き実施することを要望します。

(6) 人的資源の開発とネットワークづくり

ホームレス問題の解決には、自治体職員はもとより、多くの区民がより一層人権意識を持ち、更にホームレスそれぞれのニーズや段階に応じた自立支援の取り組みに共通理解を深め、共に解決していくといった視点を持つことが大切です。また、国や東京都の関係機関を含めた広域的な対応と、地域の人々の理解や支えあいなどの地域福祉の観点から、区民や NPO 等支援団体との連携が必要です。

ホームレスにとって必要な施策が、総合的かつ横断的に展開されるためには、区民も含めた様々な主体が情報を共有するとともに、ホームレス問題の解決のための共通の認識を深めることが必要です。

ホームレス対策ハンドブックの作成（新宿区：新規）

ホームレス対策を、福祉関係職員や地域の民生・児童委員など、広く関係者に周知し理解を深めるために、新宿区の先駆的な取り組みなどを網羅した「ホームレス対策ハンドブック」を作成します。

福祉関係職員の研修等の実施（特別区人事厚生事務組合）

ホームレス問題に対する東京 23 区の取り組みには、未だ温度差が大きくあります。そのため、福祉事務所職員や関係機関職員のホームレス対策に対する理解と共通認識を図るために、専門研修等の実施を要望します。

広域的な関係機関協議会の設置（国・東京都）

ホームレス問題の解決には、福祉・就労・住宅といった施策の総合的な取り組みが必要です。そのため、国や都県も含めた関係機関の広域的な関係機関会議の設置を提言します。

地域別連絡会議の設置（新宿区）

都区共同事業の効果的な運営を推進するため、東京都も含めた東京 23 区のブロック別会議や、新宿区における地域別の課題を解決するために、区民も含めた関係機関・NPO 等民間支援団体との連絡会議を設置します。

(7) 公共施設の適正管理

公共施設には、公園や道路、図書館などがあります。こうした施設は一定のルールのもとに、誰もが自由に快適に利用することができる場所であればなりません。

しかし、厳しい経済・雇用情勢の中、多くのホームレスが居場所を求めて、公共の空間で起居を始めたり、周囲の人が迷惑に感じるような長時間の占拠を行ったりしています。

新宿区は、大規模なターミナルと繁華街を抱え、他自治体からのホームレスの流入が顕著に現れている自治体です。

このような状況に対し、区は以下のように取り組んでいきます。

大規模公園（新宿中央公園・都立戸山公園）

この2つの公園は、「地域生活移行支援事業」の実施により、ホームレスが大幅に減少しました。

東京都の概数調査では、新宿中央公園は、平成16年8月の339人から平成21年8月には71人、都立戸山公園は、同じく238人から81人となっています。テント数は、新宿中央公園が11張、都立戸山公園が29張となっています。

両公園ともに、巡回警備員による24時間体制の巡視・指導を行い、新たな流入者に対する対策を行っています。

今後とも、巡回相談によるアウトリーチ活動、施設管理者やNPO等支援団体との連携により、適正な管理に努めます。

中小規模公園

大規模公園とは異なり、中小規模公園では住民との軋轢を生じる場合が数多くあり、速やかな対応が必要になります。

施設管理者による日頃の巡視や、巡回相談員によるアウトリーチ活動などにより対応を図りますが、身体的・精神的な障害等により頑なに路上生活を続ける人には、医療機関等との連携により適切な施策に結び付けていきます。

道路等

大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区には、道路等で起居するホームレスが多数見受けられます。

特に、歩行者の安全な通行のために設けられた歩道に、テントや荷物などを置く行為は、極めて危険であり違法なものといわざるを得ません。

巡回相談員によるアウトリーチ活動や、道路管理者、警察等と連携して対応していきます。

図書館などの公共施設

図書館などの公共施設は、それぞれの施設のルールを守った利用が行われていれば、誰もが自由に利用できます。

しかし、長時間にわたる一定場所の占拠や服装の汚れや臭いなどにより、施設利用者に迷惑がかかる場合には、ホームレスの人権に配慮しつつ施設管理者から注意を行うこととなります。

服装の汚れや乱れ、臭いはホームレス本人にとっても健康や衛生面で決して好ましいことではありません。施設管理者との協議により、巡回相談員を派遣するなどして、シャワーや衣類の支援を行っていきます。

適正管理を行ううえで留意すべき点は、ホームレスの人権に配慮した管理行為であることです。一方的にその場所から排除するだけでは抜本的な解決には至りません。

施設管理者、NPO等支援団体との連携を十分に図りながら、粘り強く対応していきます。

(8) 人権啓発

近年、ホームレスに暴行を加え、生命を奪う等凶悪な犯罪が起きています。このような事件の根底にあるのは、ホームレスに対する偏見や差別意識が起因していると考えられます。また、ホームレス自身の迷惑行為から生じる区民との軋轢も後を絶ちません。

このようにホームレス問題は、様々なトラブルの引き金となるものですが、その解決にあたっては、ホームレスも区民も同じ地域に存在する人間としての人権をもつ、という観点を見失うわけにはいきません。

そのためには多くの区民が、ホームレスという様々な援護を要する人々の実情、路上生活にいたる原因、現在の施策、国や自治体の取り組み状況等を、先ず知ることが大切です。

そして、区民や地域団体、NPO等支援団体など様々な主体が、ホームレス問題への相互理解を深めながら、「だれもが互いに支えあい、安心してくらせるまち」地域福祉を推進していくために、以下の啓発活動に取り組んでいきます。

ネットワークづくり等による啓発

「ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組み」の3「具体的な施策の推進」(5)「ネットワークづくり」の 地域別連絡会議の設置や、環境浄化対策、地区協議会などへの参加の機会を捉え、区民、地域団体への啓発を推進します。

シンポジウム等を通じた啓発

NPO等支援団体が行う、ホームレス問題をテーマにしたシンポジウム等の周知に努め、多くの人たちの参加への機会を増やしていきます。

第 期推進計画・区広報紙等を活用した啓発

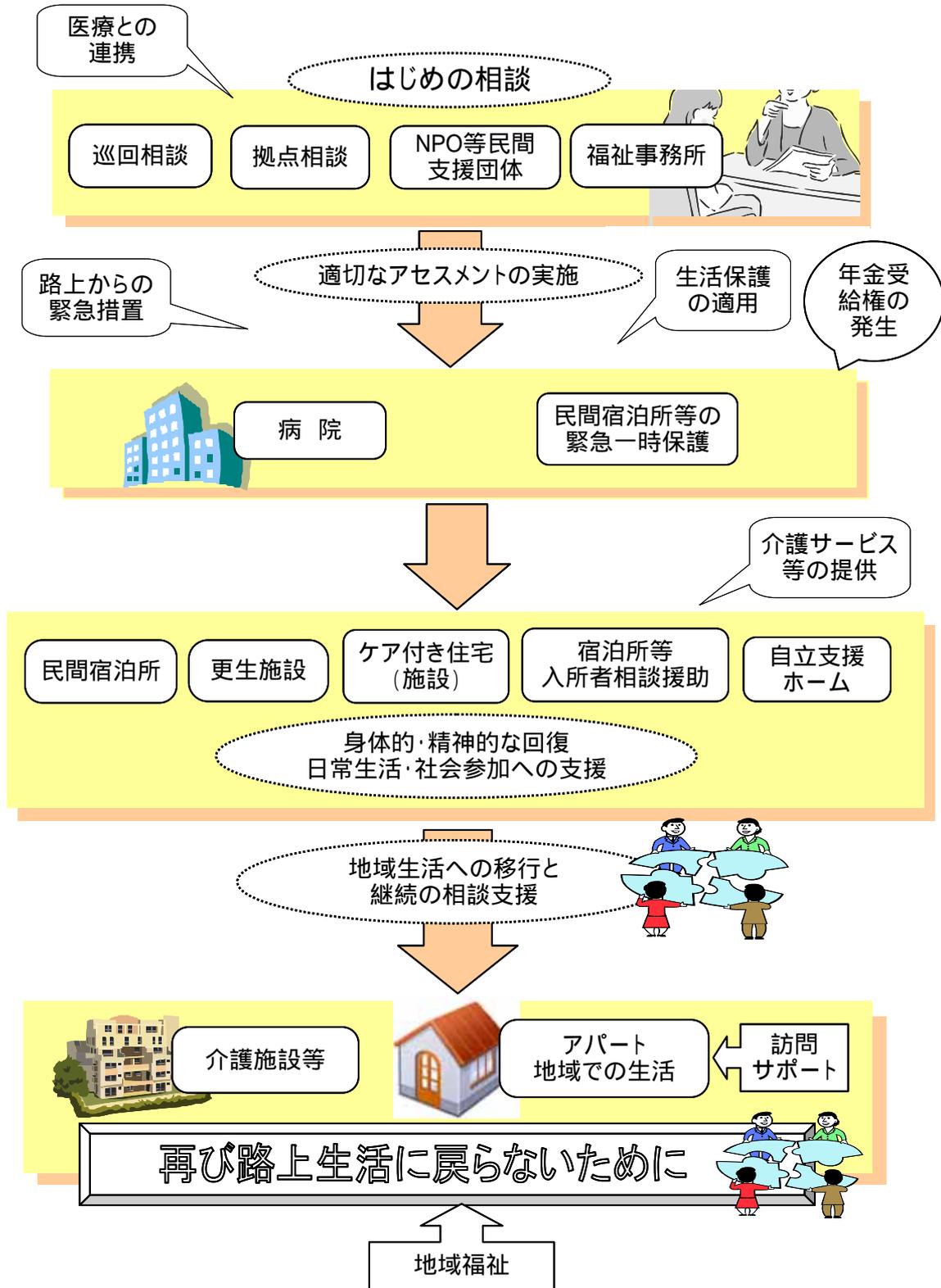
この第 期推進計画そのものが、施策の体系や事業内容を説明したものであり、民生・児童委員をはじめ地域の人たちの勉強会などの手引書として活用していただければと考えています。

また、教育委員会や青少年育成会などを通じて、第 期推進計画を紹介するなど、子どもたちに対して人権啓発に努めます。

更に、12月の人権週間には区広報紙等を活用し、ホームレスの人権啓発を推進します。

4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ

(1) 概ね50才以上で、ホームレス生活が長期化した層



計画の推進等

- 1 計画の推進体制
- 2 第 期推進計画の見直し

計画の推進等

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制

庁内の関係部署の職員を構成員とする「新宿区ホームレスの自立支援等に関する連絡会：平成13年4月設置」を再構築します。

この再構築により、就労や住宅、また安全安心担当部門との連携をより一層強化し、計画を総合的に推進していきます。

(2) 就労・医療等関係機関との協力体制づくり

ハローワークや新宿勤労者・就労支援センター、また、社会福祉協議会や医療機関等の関係機関とは、ホームレス問題に関する情報の交換を積極的に行うなど、その協力体制づくりに努めます。

(3) NPO等支援団体との連携強化

施設管理者を含めた各行政機関やNPO等民間支援団体等を構成メンバーとする「新宿区路上生活者関係機関連絡会：平成15年3月」を設置しています。

ホームレスへの自立支援と、地域における生活環境の保全とがバランス良く推進されるよう、情報や意見交換を積極的に行っていきます。

2 第 期推進計画の見直し

- (1) 第 期推進計画は、平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間としますが、施策の進捗状況やホームレスの状況の変化、国の基本方針、東京都の実施計画の見直しなどを勘案し、必要に応じて計画の見直しを行います。

- (2) 計画の内容については、毎年度、進捗状況の検証を行うなど適切な進行管理に努めていきます。

資料

- 1 第 期推進計画策定委員会
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 3 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
- 4 新宿区のホームレス自立支援等の経緯

1 策定委員会

計画の策定にあたり、公募区民・福祉関係団体・ホームレス支援団体・学識経験者など10名で構成される「ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という)を設置し、計画の内容について検討してきました。平成21年5月から平成22年1月(予定)までに計5回の策定委員会を開催し、パブリックコメントによる区民の意見等も参考に検討した結果を、「第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画最終報告」として、区長へ報告します。

(1) 策定委員会の開催

第1回 日時：平成21年5月19日(火)14:00～16:00

議題：(1) 委員長、副委員長選任

(2) 現「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」概要について

(3) これまでのホームレス対策の動きについて

(4) 「ホームレスの全国実態調査における東京23区結果の主な状況と分析」概要について

(5) 「これまでのホームレス対策の評価と課題」について

(6) 「ホームレスの自立支援等に関する推進計画改訂」プログラムとスケジュールについて

第2回 日時：平成21年7月14日(火)10:00～12:00

議題：(1) 現在のホームレス対策の課題からみた支援事業のしくみ

第3回 日時：平成21年9月18日(金)10:00～12:00

議題：(1) 具体的な施策と役割

第4回 日時：平成21年11月17日(火)10:00～12:00

議題：(1) 第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画(素案)

第5回 日時：平成22年 1月27日(水)10:00～12:00(予定)

議題：推進計画の最終報告

「第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」設置要綱

平成 21 年 4 月 1 日 福祉部長決定

(目的及び設置)

第 1 条 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成 14 年法律第 105 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、新宿区におけるホームレスに関する問題の実状に応じた施策を推進するための計画(以下「推進計画」という。)を改定するにあたり、学識経験者、区民、ホームレスの自立の支援等を行う民間団体等の意見を反映させるため、「第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、推進計画について必要な検討を行い、その結果を区長に報告する。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。

学識経験者 2 人以内

社会福祉を目的とする団体の構成員 2 人以内

ホームレスの自立の支援を行う団体の構成員 3 人以内

民生委員・児童委員 1 人

区民 2 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会に、具体的事項の検討のために部会を設置することができる。

- 2 部会で検討した事項については、委員会に報告するものとする。
- 3 部会の組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部生活福祉課自立支援係において処理する。

(会議の公開)

第9条 策定委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

「第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属 等
1	あきやま つぎお 秋山 次男	社会福祉事業団 緊急一時保護センター千代田寮所長 (平成 21 年 9 月から)
2	いなば つよし 稲葉 剛	NPO法人 自立生活サポートセンターもやい 理事長
3	いまい てるひと 今井 輝人	区民委員
4	いわた まさみ 岩田 正美	日本女子大学 教授
5	おかべ たく 岡部 卓	首都大学東京 教授
6	おくぬき きふみ 奥貫 妃文	区民委員
7	かさい かずあき 笠井 和明	NPO法人 新宿ホームレス支援機構 理事長
8	かまた かずゆき 釜田 和幸	社会福祉事業団 自立支援センター中央寮所長 (平成 21 年 7 月まで)
9	ごとう こうじ 後藤 浩二	スーブの会 代表
10	とだ ゆみこ 戸田 由美子	社団法人 東京社会福祉士会 副会長
11	やざき たけはる 矢崎 武春	新宿区 民生委員・児童委員(大久保地区)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成14年法律第105号)

目次

- 第1章 総則(第1条~第7条)
 - 第2章 基本方針及び実施計画(第8条・第9条)
 - 第3章 財政上の措置等(第10条・第11条)
 - 第4章 民間団体の能力の活用等(第12条~第14条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第3条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
 - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第4条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第7条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第2章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援す

る事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

(平成二十年七月三十一日)

(/ 厚生労働省 / 国土交通省 / 告示第一号)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)第八条第一項の規定に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を次のように定め、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成十五年 / 厚生労働省 / 国土交通省 / 告示第一号)は廃止する。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する施策の総合的な推進は、平成14年8月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「法」という。)により開始された。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国又は地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成15年1月から2月までの間に実施したホームレスの実態に関する全国調査(以下「平成15年調査」という。)を踏まえ、平成15年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成15年7月厚生労働省・国土交通省告示第1号。)を策定し、また、地方公共団体においては、必要に応じて、この基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定し、ホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、平成19年1月に実施されたホームレスの実態に関する全国調査(以下「平成19年調査」という。)において、ホームレスの数については、全国で18,564人のホームレスが確認され、平成15年調査時点から6,732人減少している一方、依然として、多数のホームレスが存在していることやホームレスの数が増加している地域があることが判明した。また、ホームレスの生活実態については、食事の確保や健康面での問題を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況が見られたほか、ホームレスの高齢化、野宿生活の長期化、就労自立する意欲が低い者の割合の増加等の傾向が見られた。

本基本方針は、法の趣旨、平成19年調査で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体、関係団体に対し明示するとともに、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もって、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

全国におけるホームレスの数及び生活実態を把握するため、国は地方公共団体の協力を得て平成15年1月から2月までの間に、すべての市町村(特別区を含む。以下同じ。)を対象に統一した調査方法による全国調査を初めて実施し、さらに本基本方針の策

定に当たって、平成 19 年 1 月に全国調査を再度実施したところ、以下のような結果であった。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、巡回による目視により確認したところ、平成 19 年調査では、平成 15 年調査と同様にすべての都道府県でホームレスが確認され、その数は 18,564 人となっており、平成 15 年調査の 25,296 人と比べて、6,732 人(26.6%)減少した。都道府県別に見ると、大阪府で 4,911 人(平成 15 年調査においては 7,757 人)、次いで東京都が 4,690 人(平成 15 年調査においては 6,361 人)であり、この両都府において全国の過半数を占めている。さらに、市町村別では、ホームレスが確認された 552 市町村のうち、500 人以上のところは 7 か所(平成 15 年調査においては 9 か所)、100 人以上のところは 35 か所(平成 15 年調査においては 41 か所)であるのに対し、10 人未満のところは 380 か所(平成 15 年調査においては 391 か所)と 7 割弱を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、東京都特別区、政令指定都市及び平成 15 年調査において 100 人以上のホームレスが確認された市において、全体で約 2,000 人を対象に個別面接調査を行った。

ア 年齢

ホームレスの平均年齢は 57.5 歳(平成 15 年調査においては 55.9 歳)であり、年齢分布については、40 歳から 54 歳までが 26.6%(平成 15 年調査においては 36.7%)、55 歳以上が 69.0%(平成 15 年調査においては 58.8%)となっており、ホームレスの高齢化の傾向が見られた。

イ 野宿生活の状況

野宿生活の実態としては、生活の場所が定まっている者が 84.0%(平成 15 年調査においては 84.1%)であり、このうち、生活場所としては、「公園」が 36.1%(平成 15 年調査においては 48.9%)、「河川敷」が 32.7%(平成 15 年調査においては 17.5%)となっており、「公園」の割合が減少し、「河川敷」の割合が増加した。

また、平成 19 年調査時の野宿生活期間は、3 年未満が 39.9%(平成 15 年調査においては 56.4%)であるのに対し、5 年以上は 41.3%(平成 15 年調査においては 24.0%)となっており、野宿生活の長期化の傾向が見られた。

さらに、仕事と収入の状況としては、ホームレスの 70.1%(平成 15 年調査においては 64.7%)が仕事をし、その仕事内容は、「廃品回収」が 75.9%(平成 15 年調査においては 73.3%)を占めており、平均的な収入月額は 1 万円以上 3 万円未満が 29.9%(平成 15 年調査においては 35.2%)と最も多く、次いで 3 万円以上 5 万円未満が 25.1%(平成 15 年調査においては 18.9%)となっている。

ウ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が 48.0%(平成 15 年調査においては 55.2%)、製造業関係の仕事が 12.7%(平成 15 年調査においては 10.5%)を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員(正社員)」が 43.5%(平成 15 年調査においては 38.9%)と大きな割合を占め、「日雇」が 26.3%(平成 15 年調査においては 36.1%)、「臨時・パート・アルバイト」が 19.7%(平成 15 年調査においては 13.9%)となっている。また、野宿生活に至った理由としては、「仕事が減った」が 31.5%(平成 15 年調査においては

35.6%)、「倒産・失業」が29.0%(平成15年調査においては32.9%)、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が22.0%(平成15年調査においては18.8%)となっている。

エ 健康状態

現在の健康状態については、身体の不調を訴えている者が50.2%(平成15年調査においては47.4%)であり、このうち治療等を受けていない者が65.7%(平成15年調査においては68.4%)となっている。

オ 福祉制度の利用状況

福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は62.3%であり、相談したことがある者は35.9%となっている。

また、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設(以下「シェルター」という。)を知っている者は61.9%であり、このうち利用したことがある者は13.1%となっており、ホームレス自立支援施設(以下「自立支援センター」という。)を知っている者は66.3%であり、このうち利用したことがある者は9.1%となっている。また、シェルター及び自立支援センターを利用した後に、再び野宿生活に戻ってしまう者がいることが確認された。

なお、これまでに生活保護を受給したことのある者は24.3%(平成15年調査においては24.5%)となっている。

カ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、「きちんと就職して働きたい」という者が37.0%(平成15年調査においては49.7%)であるのに対し、「今のままでいい」という者は18.3%(平成15年調査においては13.1%)となっており、平成15年調査と比較して、就労自立する意欲が低いホームレスの割合が増加した。

キ 生活歴

家族との連絡状況については、家族及び親族がいる者が76.7%を占めているが、このうち、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が75.5%(平成15年調査においては77.1%)となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は65.9%であり、金融機関等に借金がある者は18.7%であった。

ク 行政への要望及び意見

行政への要望及び意見としては、住居関連が45.1%(平成15年調査においては7.8%)と最も多く、次いで仕事関連が37.9%(平成15年調査においては27.1%)、健康関連が18.2%(平成15年調査においては3.8%)となっている。

2 ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護等のホームレス以外の者も対象とした一般対策を実施しているほか、特にホームレスを対象として、一定期間試行的に民間企業において雇用するホームレス等試行雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業、巡回相談活動等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導、職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業、地域における安全の確保とホームレス保護活

働の推進等を実施し、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたって施策を総合的に推進しているところである。

第3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

ホームレスとなるに至った要因としては、主として就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること、医療や福祉等の援護が必要なこと、社会生活から逃避していることの三つがあり、これらが複雑に重なりあってホームレス問題が発生していると考えられる。また、平成19年調査においては、ホームレスの高齢化、野宿生活の長期化、就労自立する意欲が低い者の割合の増加のほか、野宿生活を脱却した後、再び野宿生活に戻ってしまうホームレスの存在も確認されるなど、ホームレスの状況が変化している。こうした要因や変化を踏まえた総合的かつきめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、野宿生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。

また、ホームレスの数の違い等ホームレス問題の状況は地方公共団体ごとに大きく異なっており、こうした地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等を講ずる。一方、国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえ、ホームレスが少ない地方公共団体を取り組みやすいような、事業の要件緩和や既存事業への配慮等を検討する。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、また、民間団体とも連携を図り、それらの情報提供に努める。

ウ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、きめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の就業の安定を図るために、民間団体との連携を図り、必要に応じ、職場定着指導等の援助を行う。

エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るために、事業所での一定期間の試行雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応の促進を図る。

オ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。

カ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

キ 常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。

ク ホームレスの就業による自立を支援するに当たっては、民間団体を活用することも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たっては、民間団体の活用を図る。

(2) 安定した居住の場所の確保について

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

このためには、国、地方公共団体等が連携した上で、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策の展開を図ることが重要である。

ア 中高年の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情、住宅のストックの状況等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、単身入居や優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第10条第1項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、民間賃貸住宅にかかわる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。

イ 民間賃貸住宅にかかわる団体に対し、以下の事項を要請する。

(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社

等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(ウ) 研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、ホームレス個々のニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核の罹患率の高い地域等特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所等と密接な連携を図り、効果的な結核対策を行うことが必要である。

ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所等において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行うなど、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ 保健所等は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、これらの者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ 結核に罹患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、訪問等による服薬対面指導等を実施する。

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法(昭和23年法律第201号)第19条第1項又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。)を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行う。

オ 保健所等は、ホームレスに対し保健医療サービスの充実が図られるよう、福祉事務所、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、ホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確にこたえられるよう、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア 福祉事務所を中心として、関係機関や救護施設等社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ ホームレスは、野宿生活等により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。これらのことから、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て行う。

ウ 各地方公共団体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体を始め、民生委員及び児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

特に、炊き出し等ホームレスが集まるような機会をとらえ、積極的に街頭相談を行う。

また、洪水等の災害時においてホームレスに被害が及ぶ危険があることから、平常時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ 相談を受けた機関は、生活相談を受けるだけでなく、相談結果により自立支援センターへの入所指導、シェルターの利用案内、その他福祉施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介等、具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立の意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援するホームレス自立支援事業を実施する。

(ア) ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの利用者に対し、宿所及び食事の提供等日常生活上必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な医療等の確保を行う。

(イ) ホームレス自立支援事業においては、ホームレスの個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行う等積極的な就労支援を行う。

(ウ) 社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住宅保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) ホームレス自立支援事業により就労した者の就労後のアフターケアに十分配慮するとともに、利用期間中に就労できなかった者に対する処遇の確保にも努める。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としており、広域的な事業の展開を図るとともに、事業運営については、社会福祉法人等への委託を行う等民間団体の活用を図る。

(カ) 自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の見直しを検討する。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、そのために地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスは大別すると、就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者、医療や福祉等の援助が必要な者、一般社会生活から逃避している者という三つのタイプがあるが、これらに社会生活への不適応、借金等による生活破たん、アルコール依存症等個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。これらの者に対する対策を講ずるに当たっては、ホームレスの実態を十分に把握し、ホームレスのタイプに応じた適切な施策を実施する必要がある。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。

さらに、自立支援センター入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図ることや、また、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施等により、雇用関連施策と福祉関連施策等の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等対応の強化を図る。このうち、疾病、高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

(ウ) 一般社会生活から逃避している者に対しては、相談活動を通し社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰させるよう努める。

(エ) 女性のホームレスに対しては、性差に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。

(オ) これら以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合って複雑な問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には現に失業状態又は日雇労働若しくは日雇派遣労働などの不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住環境にある者等が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともに、シェルター等による居住の場所の確保や住居の確保のための相談支援等、野宿生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、これらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、職業相談等の充実強化によって就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるために、技能講習により技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間の試行雇用事業を実施する。

ウ 経済情勢の変化の中で、仕事の減少による収入減等により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が野宿生活になることもあるため、シェルター等による居住の場所の確保を図る。

また、ホームレス等就業支援事業等において、住居の確保のための相談支援を行う。

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、関係機関と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な街頭相談を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、野宿生活に至ることのないように配慮する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、こうした者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後、再び野宿生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、適切な処遇を確保することに留意しつつ無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。)を行う施設を活用し、これらの施設への入居を図ることとする。

(ウ) 福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所等保護の実施機関においては、以下の点に留意しホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題・状況(精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) 就労の意欲と能力はあるが失業状態にあり、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される者については、当該地域に自立支援センターがある場合には、自立支援センターへの入所を検討する。

自立支援センターにおいて、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者については、改めて保護の要否を判断し、必要な保護を行う。

(ウ) ホームレスの状況(日常生活管理能力、金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(エ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

ウ 自立支援センターやシェルター等のホームレスが入居する施設において、入居者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においてホームレスに被害が及ぶ危険があることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア パトロール活動を強化する等により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する事件・事故の防止活動を推進する。

イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との連携・協力が不可欠である。特にNPO、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点等について議論し、具体的な対策を図る。

イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策や取組について情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの各種の要望に対する行政担当者や専門家による協議を行うなど各種の支援を行う。

ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う各種の施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の定着や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景があり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

こうしたホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進を図ることが重要である。

ア 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。

イ NPO や地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO 等が活動しやすい環境づくりを支援する。

ウ 民生委員及び児童委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

エ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においては、問題が顕在化していないこと等から行政や地域住民の意識も低く、関係団体の活動も低調となっており、さらに、近年の厳しい財政状況の下で、ホームレス対策に消極的なところが多く見られる。

しかしながら、今後もホームレス問題の一層の顕在化が見込まれるため、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより問題の早期解決を図ることが重要である。

このため、ホームレス数が少ない地方公共団体においても、以下の点を踏まえ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

- (1) 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村レベルではほとんどホームレスがいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設整備については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討する。
- (2) ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所の窓口相談だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に街頭相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。
- (3) ホームレス対策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあり、既存施策の実施や充実の際に、ホームレス問題にも配慮して実施する。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国はホームレス対策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する施策の普及、啓発、または関係者の研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組等を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題や方策を検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に関する情報提供を行うなどの支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別具体的か

つ総合的な施策を実施するとともに、こうした施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在である社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に対し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが持っている既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行う。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については策定後 5 年を目途に見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の運営期間は、5 年間(平成 20 年 7 月 31 日から平成 25 年 7 月 30 日まで)とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 5 年間の運営期間が経過した際には、基本方針の見直しを行うこととなるが、見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行う。

この政策評価等は、ホームレスの数、野宿生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき決定する。

(3) 評価結果については、関係者や有識者等の意見を聴取するほか、公表することとする。

(4) 実態調査の結果や関係者、有識者等の意見については、基本方針や各種施策の在り方についての見直しに際して参考にするとともに、必要に応じて、地方公共団体、民間団体等からの意見も聴取する。

第 4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定することが適当である。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、5 年間とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 実施計画策定前の手続

ア 現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレス実態調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ 基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本目標を明確にする。

ウ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

ア 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

イ 施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ 次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2に掲げたホームレス対策の推進方策に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に際しては、1(2)ウ及び1(3)アにより、関係者の意見の聴取等を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容を都道府県が策定する実施計画に記載する。

4 新宿区のホームレス自立支援等の経過

年度	年月日	内容
55	昭和 55 年 8 月 19 日	新宿西口バス放火事件（死者 6 人、重軽傷者 14 人）
3	平成 3 年 12 月	新宿西口で、現地出張相談開始
4	5 年 2 月	第 1 回冬期臨時宿泊事業開始〔大田寮〕
5	5 年 5 月	新宿西口に「ダンボールハウス」ができてはじめる
	6 年 2 月	「路上生活者問題に関する都区検討会」が発足
6	6 年 12 月 22 日	第 2 回冬期臨時宿泊事業開始〔なぎさ寮・さくら寮〕
7	7 年 12 月 22 日	第 3 回冬期臨時宿泊事業開始〔なぎさ寮・さくら寮〕
	8 年 1 月 24 日	新宿西口のホームレス強制立ち退き（臨時保護施設へ 79 人入所）
9	9 年 12 月 19 日	第 4 回冬期臨時宿泊事業開始〔なぎさ寮・さくら寮〕
	10 年 2 月 7 日	新宿西口の「ダンボールハウス」焼失事件（死者 4 人、約 40 個焼失）
	2 月 14 日	「ダンボールハウス」自主撤去（なぎさ寮へ 172 人、女性相談センターへ 4 人入所）
	2 月 20 日	新宿区は、〔北新宿寮〕開設に向けて「自立支援センター設置反対協議会」と協議を開始
10	10 年 4 月 17 日	暫定自立支援センター〔さくら寮〕開設（47 人入所）・・・10 月 31 日閉鎖
	4 月 24 日	暫定自立支援センター〔北新宿寮〕開設（79 人入所）・・・9 月 29 日閉鎖
	6 月 11 日	新宿区議会は、国に対し「総合的な路上生活者対策を求める意見書」を提出
	10 月 7 日	第 1 回「ホームレス問題勉強会」（東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市、新宿区と厚生省、労働省、通産省、建設省、国土庁の各政務次官が参加）・・・11 年 10 月 2 日まで 6 回開催
	12 月 18 日	第 5 回冬期臨時宿泊事業開始〔なぎさ寮・さくら寮〕
	11 年 2 月 12 日	第 1 回「ホームレス問題連絡会議」（国と関係 5 都市）・・・12 年 9 月 25 日まで 6 回開催
	11 年 7 月	厚生省社会援護局に「ホームレスの自立支援方策に関する研究会」が発足
12	12 年 7 月 3 日	東京都と 23 区は、「路上生活者自立支援事業に係る都区協定書」を締結（都区共同事業の始まり）
	11 月 1 日	自立支援センター〔台東寮〕定員 87 名、〔新宿寮〕（12.11.10）定員 46 名 開設

年度	年月日	内 容
13	13年 4月 27日	自立支援センター〔豊島寮〕定員 70 名、〔墨田寮〕(14.2.26)定員 100 名 開設
	10月	新宿区議会は、国に対し「ホームレス対策特別措置法の制定に関する意見書」を提出
	11月 27日	緊急一時保護センター〔大田寮〕定員 300 名 開設
	14年 2月 6日	新宿区長は、与党三党「ホームレス問題に関するワーキングチーム」に、「ホームレス対策特別措置法の早期制定に関する要望」を提出
14	14年 7月 31日	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」制定
	9月 5日	都知事・区長会は、「首都東京における路上生活者対策に関する要望書」を、厚生大臣あて提出
	15年 2月	「ホームレスの実態調査に関する全国調査」発表
	3月	新宿区は、「路上生活者実態調査報告書」を作成 (平成 13 年 11 月～平成 15 年 3 月調査)
	3月 20日	緊急一時保護センター〔板橋寮〕定員 100 名 開設
15	15年 4月	新宿区は、「宿泊所等入所者相談援助事業」を開始
	4月	新宿区は、「路上生活者巡回相談事業」を開始
	7月	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定(厚生労働省・国土交通省)
	16年 3月 19日	緊急一時保護センター〔江戸川寮〕定員 110 名 開設
	3月 26日	自立支援センター〔渋谷寮〕定員 72 名 開設
16	16年 7月	「地域生活移行支援事業」を開始 (新宿区立中央公園：都立戸山公園 16.9～17.2、 区立墨田公園：墨田側 17.2～17.5・台東側 17.4～17.5、 都立代々木公園：17.7～17.12、 都立上野恩賜公園：17.9～18.2)
	7月 31日	東京都は、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画」を策定
	17年 2月 1日	緊急一時保護センター〔荒川寮〕定員 82 名 開設
17	17年 8月 18日	緊急一時保護センター〔千代田寮〕定員 62 名 開設
	10月 17日	自立支援センター〔北寮〕定員 60 名、〔中央寮〕(17.10.20)定員 52 名 開設
	10月 31日	自立支援センター〔台東寮〕〔新宿寮〕 閉鎖
	18年 2月 7日	新宿区は、「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定

年度	年 月 日	内 容
18	4月	新宿区は、「拠点相談事業」を開始
	4月	自立支援センター〔杉並寮〕開設（豊島寮閉鎖）
	11月	緊急一時保護センター〔世田谷寮〕開設（大田寮閉鎖）
	19年1月	ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）
	2月	自立支援センター〔葛飾寮〕開設（墨田寮閉鎖）
19	4月	新宿区は「自立支援ホーム」を開始
	5月	東京ホームレス白書 発表（都）
	8月	「路上生活者対策事業の再構築について」策定（緊急一時保護、自立支援両センターの統合、自立支援住宅設置）
	8月	地域生活移行支援事業開始（西戸山公園、諏訪公園、諏訪の森公園）
	20年3月	緊急一時保護センター〔練馬寮〕開設（板橋寮閉鎖）
20	4月	路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正（再構築を反映）
	4月	「TOKYO チャレンジネット」開設（都）
	7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針改訂（国）
	12月	労働組合や支援団体が日比谷公園に「年越し派遣村」を開設
	21年1月	新宿区は区内ホームレス概数調査実施
	2月	「東京キャリアアップハローワーク」開設（都）
	3月	自立支援センター〔品川寮〕開設（渋谷寮閉鎖）
	3月	緊急一時保護センター〔江東寮〕開設（江戸川寮閉鎖）
21	4月	労働組合や支援団体が日本青年館で「春の派遣村」開設
	10月	「ホームレスの自立支援に関する東京都実施計画（第2次）」
	22年3月	新宿区は、「第二期新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定（予定）

新宿区 第 期 ホームレスの自立支援等に関する推進計画

印刷物作成番号 2009 - -

平成22年(2010年) 月発行

発行 新宿区 福祉部 生活福祉課

〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番21号

電話 (03) 3209 - 1111

FAX (03) 3209 - 0278